

杉並区環境基本計画 (改定案)



平成22年2月

杉 並 区

杉並の明日を拓く

～ かけがえのない環境を未来に～

今、世界では、地球温暖化問題が大きなテーマとして注目を集め、特に温室効果ガス削減に関する国際的な枠組みのあり方について、さまざまな立場や視点から議論されています。しかし、地球温暖化問題は、未だ十分な検証がなされたとは言えず、引き続き、科学的見地からの議論が必要だと思えます。さらに、地球温暖化対策については、国民生活や経済活動などにもさまざまな影響があることから、日本の国益の観点から政府の慎重な判断を望むものです。

我が国では、半世紀ぶりに政権交代が行われ、政府の掲げた国際公約に基づき、環境政策のあり方にも大きな変革が予想されます。今後、国の動向を注視していく必要がありますが、資源の乏しい我が国では、経済的な豊かさや繁栄を未来に継承していくためにも、エネルギー効率の向上や自然エネルギーへの転換が喫緊の課題であることに変わりはありません。そのため、環境世紀という新たな時代にあって、可能な限り化石燃料に依拠しない社会、いわば「脱石油社会」への転換をめざし、環境技術の開発をはじめ、国民の意識や生活習慣など、日本社会のあり方を見直していくための確かな舵取りが必要です。

こうした時代の変化の中で、杉並区では「環境先進都市」をめざし、これまで、さまざまな政策を実践してまいりました。区民の生活環境を守り、豊かな地域社会を創造していくことを基本とし、みどりの基金条例や安全美化条例の制定をはじめ、学校のエコスクール化やみどりの保全、家庭ごみの減量をめざしたごみ処理政策など、この10年間における環境政策は、確実に深化し、環境先進都市の名に恥じない取組みを進めることができました。これもひとえに区民の皆様のご理解とご協力の賜と厚く御礼申し上げます。

中でも「レジ袋有料化等の取組の推進に関する条例」の制定は、環境問題に取り組む杉並区民の良識の証であり、また、杉並区の環境政策の象徴と言っても過言ではないと思えます。

もとより環境問題への取組みは、行政や事業者だけで実現できるものではありません。区民一人ひとりの意識や行動が欠かせません。そのため、古来から日本人の心にある「もったいない」の精神を活かした省エネルギーや省資源への取組みとともに、危機に瀕している緑を保全し、創造していくことが何より重要と考えています。

今後とも、杉並区は、かけがえのない地域の生活環境を守り、世紀を越えて次代へ継承していくため、全力を挙げて環境先進都市の実現に取り組んでまいります。引き続き、区民の皆様のお力添えをよろしくお願い申し上げます。

平成22年2月

杉並区長

目次

第1章 杉並区環境基本計画がめざすもの	1
1-1 杉並区の将来像	2
第2章 環境施策の主な成果と今後の課題	4
2-1 環境施策の主な成果	5
(1) レジ袋削減に向けた取組み	5
(2) 省エネルギー・省資源への取組み	5
(3) みどりを増やす取組み	6
(4) 環境教育・環境学習への取組み	6
2-2 今後の課題	7
(1) 脱石油社会に向けた施策の実践と家庭ごみ減量への取組み	7
(2) 大気汚染や自動車交通騒音に対する取組み	7
(3) みどり豊かなまちづくりへの取組み	8
(4) 区民との協働による美しく清潔なまちづくりへの取組み	8
第3章 杉並区環境基本計画の概要	9
3-1 計画の性格	10
(1) 改定の趣旨	10
(2) 計画の位置づけ	10
(3) 計画の期間	11
(4) 計画事業の内訳	11
3-2 計画の体系	12
(1) 基本目標と具体的取組み	12
(2) 基本目標達成のための事務事業	13
基本目標 持続的発展が可能なまちをつくる	16
(1) 地球温暖化防止の取組み	16
(2) 循環型社会をめざす取組み	18
基本目標 区民の健康と生活環境を守るまちをつくる	21
(1) 自動車等に起因する大気汚染を防ぐ取組み	21
(2) 化学物質等の適正管理と水質汚濁を防ぐ取組み	24
(3) その他の都市型公害を防ぐ取組み	27

基本目標	自然環境が保全され、さまざまな生き物が生息できるまちをつくる	29
(1)	連続したみどりを保全・創出する取組み	29
(2)	自然生態系保全の取組み	33
(3)	みどりや自然に親しめる取組み	35
基本目標	魅力ある快適なまちなみをつくる	37
(1)	美しく清潔なまちへの取組み	37
(2)	個性と美・やすらぎに満ちたまちなみをつくる取組み	40
基本目標	区民、事業者、区がともに環境を考え、行動するまちをつくる	43
(1)	環境教育、環境学習の拡充・推進	43
(2)	環境保全活動の推進	45
(3)	参加と協働のための仕組みづくりの推進	47
第4章	施策の推進に向けて	49
4 - 1	計画の進行管理	50
4 - 2	計画推進のための取組み	51

第1章

杉並区環境基本計画がめざすもの

～ 杉並区の将来像と私たちの挑戦～

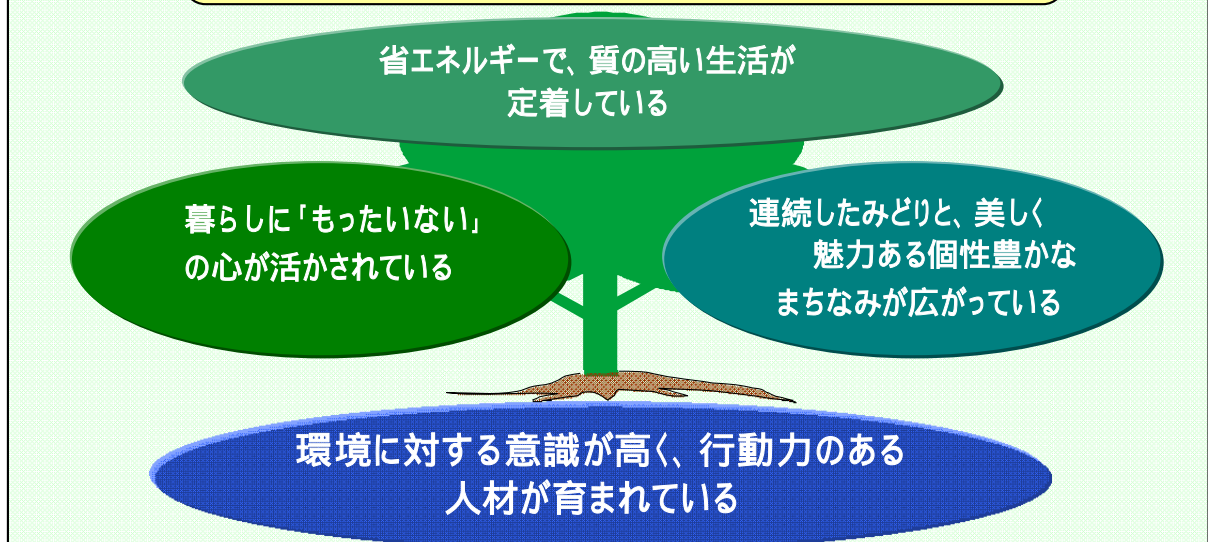
1 - 1 杉並区の将来像

日本は、今、変革の時代を迎えています。私たちは、かけがえのない地球環境を守り、日本社会の繁栄とともに、地域の豊かな自然や生活環境を後世に引き継いでいかなければなりません。そのためにも、今を生きる私たち一人ひとりが環境意識を培い、快適な生活空間の創造に向けた取組みを進めていくことが大切です。

本計画では、基本構想である「杉並区 21 世紀ビジョン」で掲げる「区民が創る『みどりの都市』杉並」の目標を実現するため、区民、事業者、行政がそれぞれの役割と責任を分かち合い、環境への取組みを推進していくことが重要なことから、引き続き、杉並区の将来像を「区民と創る環境先進都市 杉並」とします。

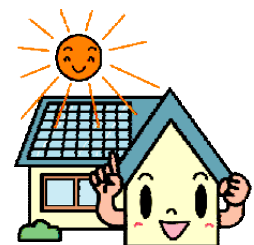
区民と創る「環境先進都市 杉並」

「環境先進都市」杉並では、以下のような暮らしが実現されています。
(環境先進都市のイメージ)



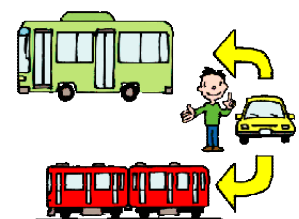
省エネルギーで質の高い生活

区民や事業者は、環境への意識が高く、日常生活や事業活動において環境配慮行動が広く普及し、環境への負荷の少ないライフスタイルが定着しています。



太陽光発電など自然エネルギーを利用した家庭や事業所が大幅に増えるとともに、環境技術の進展により、省エネルギーで、経済的かつ快適な生活空間が実現されています。

交通手段として鉄道やバスなどの公共交通機関の利用者が増え、多くの区民が自転車を利用するようになっています。



暮らしに「もったいない」の心を活かして

家庭や事業所にグリーン購入が普及し、環境への負荷の少ないライフスタイルや事業活動が定着しています。

多くの区民がマイバッグを利用し、レジ袋が大幅に削減されています。また、「もったいない」の心を活かし、物を大切に長く使うという意識が区民の中に定着しています。

家庭では、ごみの減量と資源のリサイクルが進み、生産者等の協力の下、資源循環の取り組みが拡大しています。



連続したみどりと美しく魅力ある個性豊かなまちなみ

善福寺川や神田川沿いなどのみどりとともに、樹木や生けがき、屋敷林、農地などが守られ、公園整備や沿道、接道部緑化などが進むことにより、みどりと水のネットワークが形成され、住宅地でも多くの生きものが見られるようになりました。

公共施設や民間建物の屋上・壁面緑化などが普及・拡大しています。住宅地のオープンスペースが緑地になり、身近な自然や動植物とのふれあいができるようになりました。

住宅都市として安らぎと潤いのある、みどり豊かなまちなみが、杉並文化の香りを伝え、魅力ある景観が地域のいたるところで見ることができます。



環境に対する意識が高く、行動力のある人材

エコスクール化の進展により、区立学校では、環境に配慮した学校運営が徹底され、学校を核として、家庭や地域の人々を含めた環境教育が継続して実施されています。

地域大学を活用し、一定の知識やスキルを修得した区民によって、環境に関する講座やセミナーが数多く開催され、積極的に区民が参加し、地域で活動しています。

省エネルギーや環境美化など地域の課題を解決するためのボランティア活動が活発に行われ、事業者による支援も拡大しています。

まちでは路上喫煙やポイ捨てが無くなり、環境美化に対する区民の高い規範意識により、安全で安心の地域社会が実現しています。



第2章

環境施策の主な成果と今後の課題

2 - 1 環境施策の主な成果

(1) レジ袋削減に向けた取組み

杉並区は、「環境先進都市」の実現をめざし、さまざまな取組みを行ってきました。

中でも、ごみの減量を図るため「不要なものはもらわない」という視点から、レジ袋対策として、企業の自主的な取組みや実証実験などを経て、平成 20 年 4 月に「レジ袋有料化等の取組の推進に関する条例」を制定しました。対象となる事業者や店舗に対して、レジ袋削減計画の策定を義務付け、区を挙げてレジ袋の削減に取り組むこととしたものです。その結果、有料化したスーパーマーケットにおけるマイバッグ持参率は、平均で 74.6%、全体でも 32.0%となっています。

また、平成 21 (2009) 年度には、杉並区商店会連合会の主体的な取組みとして、レジ袋の使用にあたりお客様から任意で「協力金」をお願いすることとし、頂いた協力金は、区立学校の緑化対策経費に使わせていただくこととしています。

杉並区のレジ袋削減に関する取組みは、マスコミにも数多く取り上げられ、国の環境政策にも大きな影響を与えました。今後とも、条例の実効性を確保するため、きめ細かな取組みを進めていきます。



(2) 省エネルギー・省資源への取組み

区では、省エネルギーを徹底し、コスト縮減を図るため、平成 13 (2001) 年度に ISO14001 の認証を取得し、用紙類などのグリーン購入、職員のクールビズの導入や区役所ロビーへの LED ライトの設置、公用車の低公害化などの取組みにより、電気などのエネルギー使用を抑制し、毎年 1 億 6 千万円程度のコスト削減を実現しています。

併せて、太陽光発電機器や高効率給湯器、エコドライブ支援機器への設置助成などにより、家庭における省エネルギーの普及と自然エネルギーの利用拡大に努めてきました。太陽光発電の設置状況については、助成開始以降 332 件の実績 (平成 20 年度末現在) となっています。

また、家庭ごみの減量やリサイクルの推進をめざし、平成 20 (2008) 年度からサーマルリサイクルを導入するとともに、区内全域でペットボトルの再資源化に向けた回収を行っています。さらに、プラスチック製容器包装の分別回収の実施に伴い、不燃ごみが大幅に減少したことから、課題であった杉並中継所を平成 21 年 3 月末をもって廃止することができました。

引き続き、杉並区の住宅都市としての特性を踏まえた、省エネルギーや省資源対策に取り組めます。



(3) みどりを増やす取組み

まちのみどりは、貴重な自然として、人々に安らぎと潤いを与えます。

区では、これまで「保護指定制度」、「貴重木」制度の創設や「みどりの基金条例」の制定、区民による「花咲かせ隊」や「すぎなみ公園育て組」の発足など、さまざまな施策を講じて、みどりを守り、広げてきました。また、平成 17(2005)年度には「みどりの基本計画」を改定し、公園整備をはじめ、公共施設の緑化や民間事業者における緑化対策の指針とするなど、危機に瀕しているみどりを維持し、創造していくための取組みを推進してきました。その結果、区の緑被率も一定程度改善してきています。<平成 19(2007)年度 21.8%>

区役所庁舎における「緑のカーテン」は、室温の上昇を防ぎ、省エネルギーに寄与する方策として、多くの区民の目に触れ、身近な取組みへの契機になるとともに、キュウリやヘチマなどの収穫に近隣の保育園児が参加するなど、子供たちがみどりに触れる機会ともなりました。

また、区立学校では、エコスクール化の一環として、学校施設の緑化を進めています。平成 20(2008)年度末までに小学校を中心に 14 校の校庭を芝生化し、子どもの体力向上や情緒の安定、砂埃の減少、夏の照り返しの低減等に寄与しています。また、併せて、校舎屋上・壁面の緑化、ピオトープの設置等を行い、みどりの創出を図っています。



<芝生の校庭で元気に体を動かす杉七小の児童たち>

(4) 環境教育・環境学習への取組み

豊かな自然と生活環境を守り、快適な生活空間を未来に引き継いでいくことが、今を生きる私たち大人の責任です。そのためにも、環境に対する意識と関心を培う環境教育や環境学習が重要です。

区立小学校では、省エネルギーや省資源の大切さを学び、家庭における節電やごみの分別を実践するキッズ ISO の取組みに力を注いできました。こうした取組みが、保護者をはじめとする大人の意識改革につながるとともに、その活動内容は、毎年開催される環境博覧会でも紹介され、地域での環境配慮行動の礎となっています。

また、区の環境学習の拠点である「すぎなみ環境情報館」では、NPO 法人の主催により、多くの環境学習講座やイベントが開催され、これまでに約 7,300 名もの区民が講座を受講しています。参加者は受講後、区立小学校の「省エネ出前講座」などで講師やリーダーを務め、環境活動の担い手となっています。



2 - 2 今後の課題

(1) 脱石油社会に向けた施策の実践と家庭ごみ減量への取組み

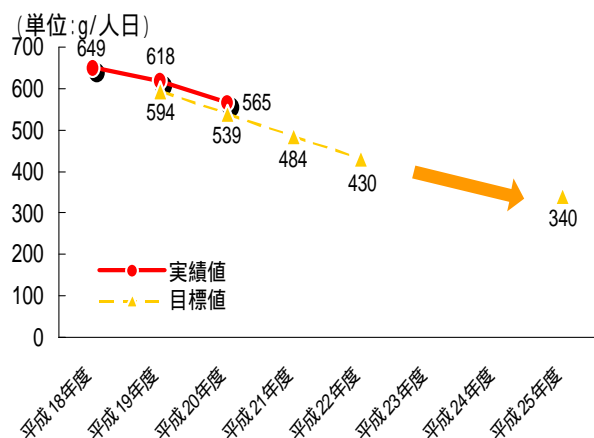
区では、地球温暖化対策や省エネルギーに関する情報提供とともに、太陽光発電機器や高効率給湯器などへの設置助成を通して、家庭を中心とした身近な省エネルギー行動の促進と自然エネルギーの利用拡大に努めてきました。しかし、現時点では区が掲げた二酸化炭素（CO₂）の削減目標（1990年度比2%削減）の達成は、大変厳しい状況です。

今後は、限りある資源の有効利用を図る視点から、二酸化炭素（CO₂）の排出要因でもある化石燃料に可能な限り依拠しない、いわば「脱石油社会」の実現に向けて、自然エネルギーへの転換を進めるなど、杉並区の特性を考慮した省エネルギー施策の推進に取り組みます。

併せて、政府の環境政策の動向や法令改正による温室効果ガスの排出抑制効果なども踏まえ、必要に応じて的確な対応を図っていきます。

また、家庭ごみの減量については、区民一人1日あたりの排出量が、平成13（2001）年度715gから平成20（2008）年度565gへと、着実に減量が進んでいます。

今後、家庭ごみの発生抑制や分別の徹底など、減量目標に向けた一層の取組みを進めます。



区民一人1日あたりのごみ排出量の推移

(2) 大気汚染や自動車交通騒音に対する取組み

大気汚染については、定期的に調査を実施し、大気質などの監視を行っています。主として自動車の排気ガスによるものとされる二酸化窒素（NO₂）の区内4地点における測定結果については、若干の改善が認められますが、この5年間で概ね横ばいの状況です。

また、自動車交通騒音を軽減し、解決していくためにも、公害調査を継続して実施するとともに、国や都などの幹線道路管理者に調査結果を提供し、必要な対策を引き続き要請していきます。

さらに、東京外かく環状道路の建設等、大規模な道路整備にあたっては、国や都に対して、環境影響評価の結果を踏まえ、地域の環境や区民のくらしを守るため、必要な措置や対策を強く要請していきます。



<区内にある天然ガスの供給スタンド>

(3) みどり豊かなまちづくりへの取組み

「みどりの基本計画」に基づく緑化の推進などにより、杉並区の緑被率は改善されてきましたが、一定規模の連続した緑地の減少には歯止めがかからず、危機的な状況といっても過言ではありません。

将来に向けて、まちのみどりを保全し、創造していくため、公園や道路・河川沿いなど、公共施設や公有地の緑化はもとより、農地や屋敷林の保全、生けがきなど区民の私有地や企業の事業用地などにおけるみどりの確保が大きな課題となっています。



(4) 区民との協働による美しく清潔なまちづくりへの取組み

まちの環境美化については、「杉並・わがまちクリーン大作戦」の実施など、区民や地域団体などの主体的な取組みに支えられ、大きく進展してきました。

また、平成 15 年 10 月「杉並区生活安全及び環境美化に関する条例」の施行を契機として、路上喫煙やポイ捨てなどの件数は大幅に減少しましたが、ルールやマナーの啓発のみでは限界もあることから、歩行者の規範意識の徹底を図り、地域社会の規律を確保していくため、平成 21 年 10 月から路上禁煙地区において、違反者から 2,000 円の過料を徴収しています。

今後、杉並区内全域で歩行喫煙やポイ捨てなどを根絶していくため、違反状況などを踏まえ、禁止地域の見直しなど、さらに必要な対策を講じていきます。

また、集積所におけるごみ出しについては、清掃事務所職員による排出指導や意識啓発などを通して、適正なごみ出し方法の徹底に努めてきました。

しかし、必ずしも十分な効果が得られず、加えて、カラス被害も少なくありません。



カラス被害を防止するため、カラスネットや折りたたみ式ごみ収集ボックスを適宜、区民に配布していますが、ごみ出しへの意識や理解が何より重要です。

今後とも、区民一人ひとりの意識の向上や排出者責任が徹底されるよう、収集方法の変更を含め、ごみの自己管理を前提としたごみ処理政策のあり方について検討を進めていきます。

< まちの美化は自分たちの手で！町会や企業などが取組むクリーン大作戦 >

第3章

杉並区環境基本計画の概要

3 - 1 計画の性格

(1)改定の趣旨

杉並区環境基本計画は、平成 15 年 3 月の改定から 7 年が経過し、この間、杉並区を取り巻く環境も大きく変化しています。

温室効果ガス削減のあり方について、国際的な議論が続けられる中、平成 21 年には、約半世紀ぶりの政権交代が行われ、我が国の環境政策にも大きな変革が予想されています。

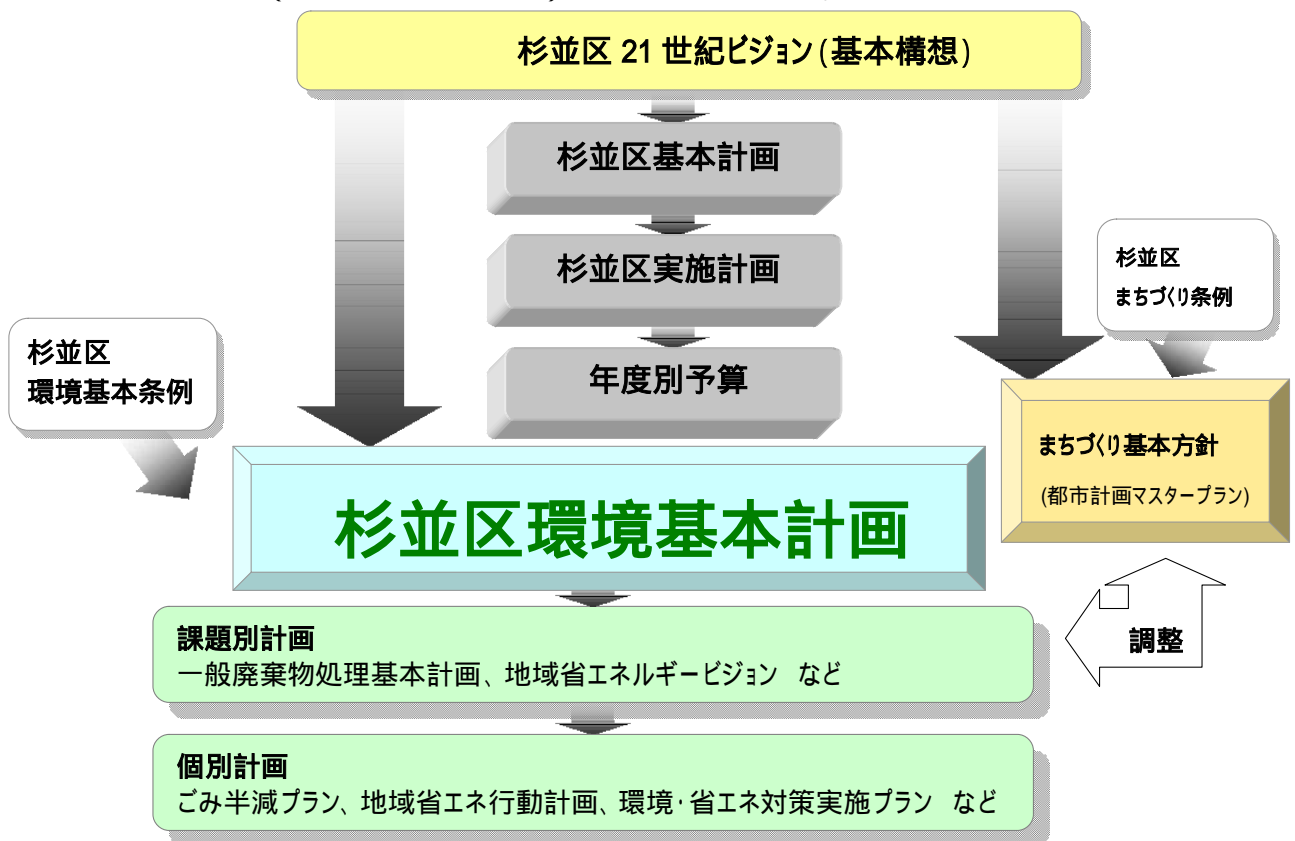
また、国内においては、環境技術の進展とともに、国等の経済的支援による個人の環境意識の普及啓発や「エネルギーの使用の合理化に関する法律」、「都民の健康と安全を確保する環境に関する条例」の改正などにより、環境問題に対する新たな制度や仕組みが構築されています。

今回の改定は、変革の時代を迎えている今日、国内外の動向に的確に対処するとともに、環境先進都市としてふさわしい政策を実践していくため、杉並区環境清掃審議会の答申を踏まえて、改定するものです。

(2)計画の位置づけ

杉並区環境基本計画は、基本構想である「杉並区 21 世紀ビジョン」における環境分野の基本計画であり、杉並区基本計画や実施計画を具体化していくことを目的に、杉並区環境基本条例に基づき策定された行政計画です。

また、「区民と創る環境先進都市杉並」を実現していくための総合計画でもあり、区民・事業者・行政の行動指針（ローカルアジェンダ）とも言えるものです。



環境基本計画の位置づけ

(3) 計画の期間

計画期間は、平成 22（2010）年度から平成 25（2013）年度までの 4 年間とします。

ただし、今後、基本計画や実施計画の改定にあわせ、計画相互の整合性を図るため、必要な改定を行うものとします。

(4) 計画事業の内訳

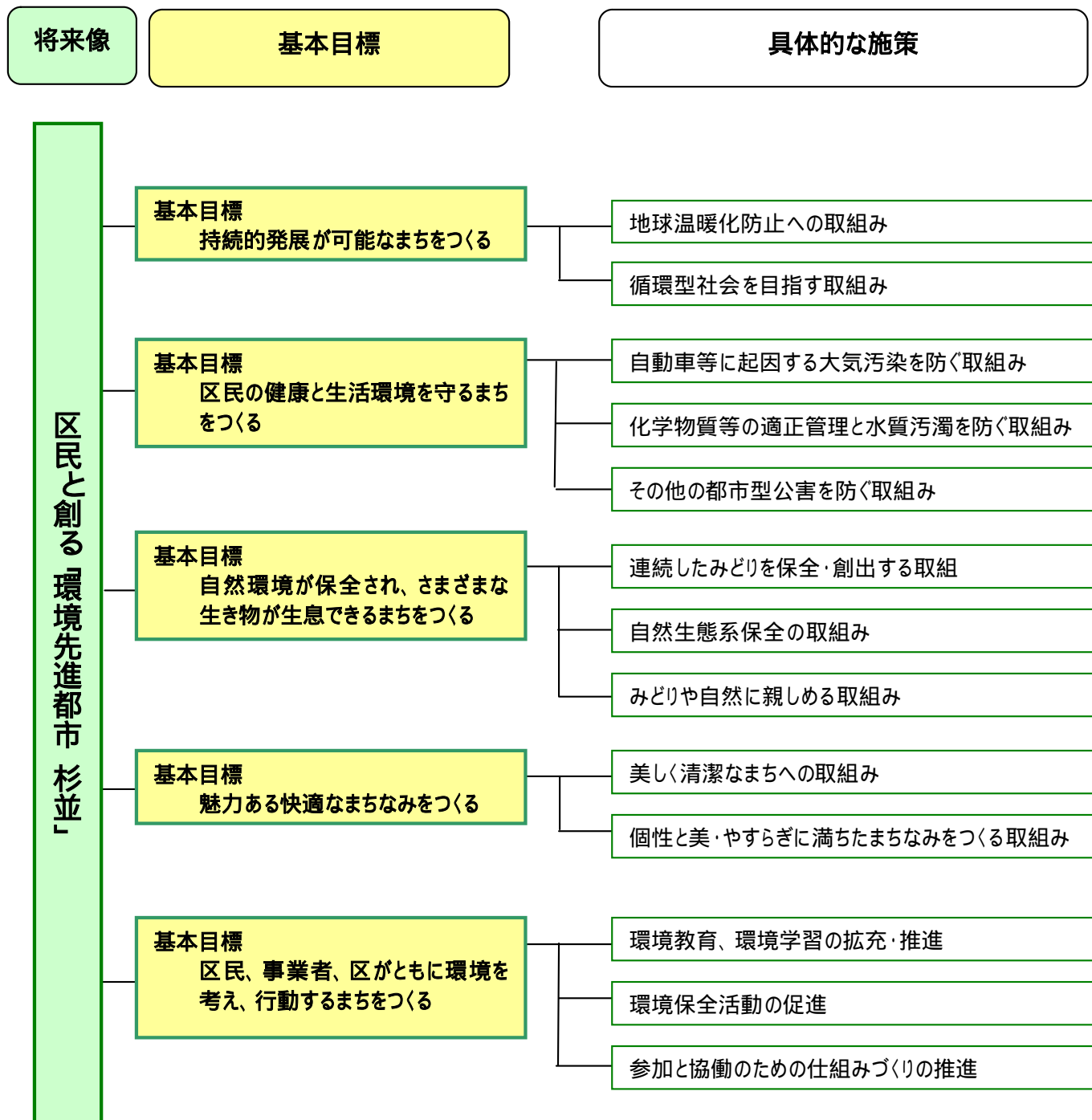
項目	現行計画 事業数	廃止	統合	移行	改定後 事業数	拡充	継続
基本目標 持続的発展が可能なまちをつくる							
地球温暖化防止への取組み	7 事業		3	1	3 事業	1	2
循環型社会を目指す取組み	19 事業	7	3	1	10 事業	3	7
基本目標 区民の健康と生活環境を守るまちをつくる							
自動車を起因する大気汚染を防ぐ取組み	22 事業	2	7	1	12 事業		12
化学物質等の適正管理と水質汚濁を防ぐ取組み	19 事業	5	2	1	13 事業		13
その他の都市型公害を防ぐ取組み	9 事業	1	3		5 事業		5
基本目標 自然環境が保全され、さまざまな生き物が生息できるまちをつくる							
連続したみどりを保全・創出する取組み	31 事業	4	4	2	21 事業	4	17
自然生態系保全の取組み	4 事業		2	3	5 事業		5
みどりや自然に親しめる取組み	16 事業	2	1	3	10 事業	2	8
基本目標 魅力ある快適なまちなみをつくる							
美しく清潔なまちへの取組み	16 事業	1	4	2	9 事業	4	5
個性と美・やすらぎに満ちたまちなみをつくる取組み	10 事業	1	3	4	10 事業	2	8
基本目標 区民、事業者、区がともに考え、行動するまちをつくる							
環境教育、環境学習の拡充・推進	14 事業	5	3	1	5 事業	1	4
環境保全活動の推進	4 事業	2	1	2	3 事業		3
参加と協働のための仕組みづくりの推進	15 事業	5	5		5 事業		5
4つの目標への挑戦	19 事業	1	17	1	-		
合計	205 事業	36	58	0	111 事業	17	94

廃止・・・目標達成による事業終了や国や都の施策に基づく経由事業などを計画から削除。
移行・・・基本目標の中の施策間の移動を示す。

3 - 2 計画の体系

(1) 基本目標と具体的取組み

本計画では、「区民と創る環境先進都市 杉並」の実現に向けて、基本目標と実施すべき具体的な施策について、以下のとおり定めます。



(2) 基本目標達成のための事務事業

基本目標 持続的発展が可能なまちをつくる

13事業

(1) 地球温暖化防止への取組み

- | | |
|--|------------------------|
| 101 二酸化炭素(CO2)の削減及び省エネルギー行動の普及啓発拡充 拡充 | 102 区立施設における照明のLED化の推進 |
| | 103 地域省エネルギー等懇談会の開催 |

(2) 循環型社会を目指す取組み

- | | |
|----------------------------|-----------------------|
| 104 ごみ減量の普及啓発 | 109 生ごみの資源化の検討 |
| 105 ごみの分別方法の周知徹底 拡充 | 110 みどりのリサイクルの推進 |
| 106 マイバグの普及 拡充 | 111 ごみ会議の開催 拡充 |
| 107 集団回収の促進 | 112 拡大生産者責任の徹底に関する要請 |
| 108 家庭における生ごみ処理の普及と拡大 | 113 庁舎からのごみの排出抑制 |

基本目標 区民の健康と生活環境を守るまちをつくる

30事業

(1) 自動車等に起因する大気汚染を防ぐ取組み

- | | |
|--|-------------------------------|
| 201 区民・事業者の自動車使用抑制の啓発 | 208 大気汚染防止に向けた区立施設での取組みの推進 |
| 202 低公害車の普及促進の検討 | 209 庁有車の利用抑制と低公害車の導入促進 |
| 203 新たなコミュニティバスのあり方検討 | 210 大気汚染被害対策の実施 |
| 204 都市計画道路の整備 | 211 光化学スモッグ発生連絡体制の整備と被害発生時の対策 |
| 205 自転車駐車場の拡充整備 | 212 児童生徒の健康管理の充実 |
| 206 自動車交通量調査、大気汚染常時測定調査、自動車走行騒音振動測定調査の実施 | |
| 207 大気汚染防止の指導の強化 | |

(2) 化学物質等の適正管理と水質汚濁を防ぐ取組み

- | | |
|--|------------------------------|
| 213 適正管理化学物質の届出等の徹底 | 219 室内環境調査の実施 |
| 214 有害化学物質取扱事業所の規制・指導 | 220 土壌汚染防止の指導 |
| 215 有害化学物質に関する情報の収集と提供 | 221 農業の支援・育成 |
| 216 区施設及び民間建築物からの有害化学物質の排除
区施設の新築、改修工事
民間建築物シックハウス対策 | 222 生活排水等による水質汚濁防止の啓発 |
| 217 石綿の適正処理の指導 | 223 定期河川水質調査の実施 |
| 218 ダイオキシン類などの有害化学物質の調査の実施 | 224 地下水(井戸水)総合汚染調査の実施 |
| | 225 水質汚濁防止のための区立施設における取組みの推進 |

(3) その他の都市型公害を防ぐ取組み

- | | |
|----------------------|-------------------------|
| 226 騒音や振動、悪臭防止の啓発と指導 | 229 環境に配慮した公共溝渠の適正管理の推進 |
| 227 地下水の揚水規制の強化等 | 230 電磁波の最新情報の収集と提供 |
| 228 中小企業・団体等に対する支援 | |

基本目標 自然環境が保全され、さまざまな生き物が生息できるまちをつくる 36事業

(1) 連続したみどりを保全・創出する取組み

- | | |
|-------------------------------|----------------------------|
| 301 みどりのベルトの創出 拡充 | 312 みどりの基金の積立、運用 |
| 302 道路・河川緑化の推進 | 313 みどりの基本計画の見直し |
| 303 樹木、樹林、生けがき等の保護指定 | 314 地域公園の整備 |
| 304 特別緑地保全地区の指定検討 | 315 身近な公園の整備 |
| 305 みどりのモデル地区の指定 拡充 | 316 都立公園の整備推進 |
| 306 市民緑地の設置 | 317 大規模企業グラウンドの保全 |
| 307 緑化指導の充実 | 318 生産緑地等の維持、拡充による農地の保全、活用 |
| 308 生けがき等の緑化助成制度の充実 拡充 | 319 都市農業の支援・育成 |
| 309 貴重木保全協定の推進 | 320 雨水流出抑制対策の推進 拡充 |
| 310 みどりの協定の締結促進 | 321 エコスクールの推進 |
| 311 公共施設の接道部緑化 | |

(2) 自然生態系保全の取組み

- | | |
|---------------------|--------------------|
| 322 生物多様性に配慮した公園づくり | 325 区民による自然環境調査の実施 |
| 323 水辺環境の整備 | 326 動植物生息状況調査等の実施 |

(3) みどりや自然に親しめる取組み

- | | |
|----------------------|-------------------------------|
| 327 水とみどりに親しめる場の整備 | 332 緑化、自然環境の知識の普及、啓発 |
| 328 体験型農園の整備 | 333 みどりの相談所等緑化相談の充実 拡充 |
| 329 区民農園の運営・拡充 | 334 ふれあい農業体験の充実 拡充 |
| 330 みどりのボランティア活動への支援 | 335 体験学習の拡充 |
| 331 農業ボランティアの支援 | 336 自然観察会などの開催 |

基本目標 魅力ある快適なまちなみをつくる

19事業

(1) 美しく清潔なまちへの取組み

- | | |
|---|-----------------------------|
| 401 道路等の清掃の実施
道路環境維持
区立公園清掃 | 405 まちに調和した屋外広告物設置の啓発と取締の実施 |
| 402 放置自転車対策の推進 拡充 | 406 動物の適正飼養に関する啓発 拡充 |
| 403 ごみ・資源の排出の適正管理 | 407 カラス・ねずみ・蜂類の駆除及び相談業務の充実 |
| 404 区民・事業者との協働によるまちのクリーン化事業への取組みの推進 拡充 | 408 管理が不良な空き地等への是正指導 |
| | 409 路上喫煙対策の強化、徹底 拡充 |

(2) 個性と美・やすらぎに満ちたまちなみをつくる取組み

- | | |
|--------------------------|---------------------------|
| 410 景観まちづくりの推進 拡充 | 415 街路灯の整備 拡充 |
| 411 駅前広場等周辺の景観整備 | 416 花咲かせ隊等による公園花壇等の管理の推進 |
| 412 魅力ある歩行者優先の道づくり | 417 公共建築物による景観整備 |
| 413 水路敷(水のみち)の整備 | 418 歴史的建造物等を活用したまちづくり |
| 414 魅力ある商店街づくりへの助成 | 419 史跡めぐりや郷土芸能等を活用したまちづくり |

(1) 環境教育、環境学習の拡充・推進

501 すぎなみ環境情報館の充実 **拡充**

504 環境教育の充実

502 環境学習教室の開催

505 キッズISOへの取組支援

503 清掃車(カットカー)の出前学習の実施

(2) 環境保全活動の推進

506 環境清掃審議会の運営

508 区役所の省エネルギー行動の実践

507 表彰制度による区民、事業者への啓発

(3) 参加と協働のための仕組みづくりの推進

509 環境博覧会の開催

512 情報誌「すぎなみの街と自然」の発行

510 環境団体連絡会の支援

513 省エネナビやワットアワーメーターの貸し出し

511 NPO等の活動の推進

合計…111事業

*16ページ以降の平成25年度目標数値については、今後の杉並区基本計画や実施計画の改定に併せ、必要に応じて見直しを予定しています。

基本目標 持続的発展が可能なまちをつくる

(1)地球温暖化防止への取組み

地球温暖化問題への対応が求められている中、区では、限りある資源の有効利用を図る視点から、可能な限り化石燃料に依拠しない、いわば「脱石油社会」の実現に向けて、自然エネルギーへの転換を促進することとします。

もとより環境対策については、区民一人ひとりの環境に対する意識や理解が重要です。また、目標達成には、企業や行政での取組みをはじめ、住宅都市である杉並区では、家庭における省エネルギー行動をこれまで以上に拡大・推進していく必要があります。

こうした考え方にに基づき、区では、家庭に設置する太陽光発電機器や高効率給湯器などへの助成を大幅に拡大するなど、区民が省エネルギー行動への第一歩を踏み出せるよう、必要な支援を行います。



< あんさんぶる荻窪の運営に太陽光を活用 >

太陽光発電機器って？

住宅などの屋根の上に設置された太陽光を利用した発電装置で、標準的な3kw程度のもので、一般家庭で使用する電気の6割程度を生み出してくれます。

国では、太陽光発電機器で作られた電力のうち、余剰分の買取価格を増額し、自然エネルギーの利用拡大をめざしています。

杉並区でも、太陽光発電機器の設置助成に積極的に取り組みます。

担当:環境都市推進課

環境都市推進担当

【環境目標】

環境目標	20年度末現状	目標値	目標年度
太陽光発電普及率	0.5%	2.0%	平成25年度
二酸化炭素排出量	160万t-CO2 (平成18年度)	146.2万t-CO2 (平成2年度比で2%削減)	平成25年度

【区民・事業者の役割】

区民の役割	事業者の役割
不要な場所の照明は消灯します。 水道の蛇口はこまめに閉めます。 不要時の家電製品の主電源を切ります。 家電製品・車等を購入する際は省エネルギータイプを選びます。 自動車の使用を控え、公共交通機関を利用します。 エコドライブやアイドリングストップを心がけます。	省エネルギーに配慮した製品開発・販売に努めます。 事業用施設・設備の省エネルギー対策を強化します。 法律に基づきフロンガス類を適正に管理します。 自動車の使用を控え、公共交通機関を利用します。 エコドライブやアイドリングストップを心がけます。

区民の役割	事業者の役割
マイバッグ運動に参加します。 雨水の活用を心がけます。	マイバッグ運動に参加・協力します。 雨水の活用を心がけ、下水道への流出を少なくします。

【行政の取組み】

成果目標	平成 22 年度目標数値	平成 25 年度目標数値
太陽光発電普及率	1.1%	2.0%
杉並区の二酸化炭素 (CO ₂) 排出量	146.2 万 t-CO ₂ (平成 2 年度比で 2%削減)	146.2 万 t-CO ₂ (平成 2 年度比で 2%削減)
省エネルギー相談窓口、出前ミニ講座の年間開催回数	49 回	49 回
地域省エネルギー等懇談会の年間開催回数	4 回	4 回

101 脱石油社会に向けた取組み及び省エネルギー行動の普及啓発(環境都市推進課) **拡充**

自然エネルギーや省エネルギー機器の利用拡大を図っていくため、太陽光発電機器や高効率給湯器への設置助成を推進するとともに、NPO 法人やエネルギー事業者と協働して身近な省エネルギー相談の実施や多様な広報媒体により区民や事業者への省エネルギー知識の普及啓発を行う。

102 区立施設における照明の LED 化の推進(経理課、営繕課、環境都市推進課)

環境に配慮した施設運営を推進するため、一般の蛍光灯と比較し、消費電力を抑えることのできる照明の LED 化に関する方策を検討する。

103 地域省エネルギー等懇談会の開催(環境都市推進課)

学識経験者や環境団体、公益事業者などで構成する懇談会において、杉並区地域省エネ行動計画の進行管理を行うとともに、二酸化炭素 (CO₂) の削減目標の達成に向けた施策のあり方について検討する。

LEDって?

LED (発光ダイオード) は、電気を直接光に変える構造なため、小型で軽量、環境にやさしく省電力です。白熱電球や蛍光灯と比べると、反応速度が速く、視認性が良いため、信号機、車のストップランプなどに利用されています。そのほか、LED には熱量が少ないことから、樹木を傷めないようクリスマスのイルミネーションに使用されたり、さらに、不要な紫外線や赤外線を出さないなどの特長もあり、文化財、芸術作品の照明としても使用されています。このような様々な特長により LED には、省エネルギーや環境への配慮に大きく貢献することが期待されています。

担当: 環境都市推進課 環境都市推進担当

(2) 循環型社会をめざす取組み

ごみを減らす3つのR(リデュース・リユース・リサイクル)に基づき、ごみの発生抑制、分別の徹底、リサイクルを一体的に推進します。

とりわけ、ごみの発生抑制については、区民のマイバック持参率をさらに高め、レジ袋削減に取り組むとともに、「杉並区一般廃棄物処理基本計画」に基づき、家庭ごみの有料化や収集方法のあり方の検討を行うなど、排出者のごみ減量に対する意識や理解を深めていきます。

また、リサイクルにおいては、再資源化に関する情報提供や分別についての周知徹底、集団回収への支援などを行うとともに、事業者の拡大生産者責任を明確にするよう、立法措置などを含め、国に継続して要請していきます。

資源回収量の実績(単位:t、千kg)

年度別	集団回収				集積所回収					拠点回収
	紙類	布類	金属類	びん類	紙類	金属類	びん類	ペットボトル	プラスチック容器	布類
15	4,294	185	42	14	19,786	2,003	4,893	607	4	18
16	4,416	186	44	16	19,360	1,975	4,776	684	85	10
17	5,018	190	58	16	19,486	1,942	4,890	777	634	10
18	5,520	197	68	17	18,165	1,912	4,900	784	1,245	10
19	6,049	204	87	19	18,637	1,820	4,845	783	1,407	10
20	6,147	200	108	27	18,282	2,120	5,327	1,823	4,819	9

ごみを減らす3つのRって？

Reduce (リデュース) 余計なものは 買わない	Reuse (リユース) 繰り返し使う	Recycle (リサイクル) 資源に戻して 活用する
-------------------------------------	---------------------------	--------------------------------------



【環境目標】

環境目標	20年度末現状	目標値	目標年度
区民一人1日あたりのごみ排出量	565g	340g	平成25年度
リサイクル率	26%	50%	平成25年度

【区民・事業者の役割】

区民の役割	事業者の役割
マイバックの持参など、ごみを減らす工夫をします。 家具・家電製品は修理し、大事に使います。 リターナブル容器を積極的に活用します。 資源の分別を徹底します。 資源の集団回収に参加します。 再生品を積極的に利用します。	廃棄物の再利用率を高め、過剰包装の抑制など、ごみの減量に努めます。 再生品の販売や活用をします。 生産者責任のもと資源化ルートをつくります。 再利用・資源化しやすい製品をつくります。

【行政の取組み】

成果目標	平成 22 年度目標数値	平成 25 年度目標数値
区民一人 1 日あたりのごみ排出量	430g	340g
家庭ごみの処理施設年間搬入量	84,282t	67,388t
マイバッグ持参率 60%達成店舗数	230 店舗	230 店舗
プラスチック製容器包装年間回収量	5,200t	5,800t
集団回収における資源年間回収量	8,300t	9,000t
グリーン購入品の割合	100%	100%

104 ごみ減量の普及啓発(清掃管理課、清掃事務所)

区民・事業者に広報紙やホームページなどで、ごみの組成調査の結果をはじめとする、ごみの現状や身近にできるごみの減量方法を紹介するとともに、清掃にかかわるコスト情報の公表を行い、ごみの発生抑制への理解と協力を求めていく。

105 ごみの分別方法の周知徹底(清掃管理課、清掃事務所) **拡充**

ごみ・資源の収集カレンダーや分別方法のパンフレットの配布等により、区民・事業者や転入者・外国人に対して、古紙やペットボトル、プラスチック製容器包装など、杉並区の分別ルールを周知徹底し、資源化を推進する。

また、町会・自治会・集合住宅の管理組合・商店会等に分別方法に関する出張説明会や排出指導を行う。

106 マイバッグの普及(環境都市推進課) **拡充**

杉並区レジ袋削減推進協議会や事業者、マイバッグ推進連絡会などと連携し、マイバッグ等持参率を高める取組みを進め、レジ袋の削減を図る。

107 集団回収の促進(清掃管理課)

誰もが気軽に参加できるよう、集団回収の協力事業者や既実施団体の紹介を行う。また、集団回収団体との意見交換会や集団回収制度の案内を町会・自治会、集合住宅の管理組合、商店会等に出向いて説明を行うなど、集団回収の参加者の拡大を図る。さらに、集団回収団体に対しては、引き続き、回収量に応じた報奨金の交付や支援物品の支給を行っていく。

108 家庭における生ごみ処理の普及と拡大(清掃管理課)

区民に対するコンポスト化容器と生ごみ処理機の購入費の一部助成を行うことにより、家庭から排出される生ごみを自家で処理し、生ごみの減量を進めるとともに、家庭内での生ごみ堆肥の有効利用を促進する。

109 生ごみの資源化の調査・研究(清掃管理課)

生ごみの資源化については、取組事例の把握や、回収から再資源化までの流通経路の確保などの課題整理を行うとともに、国等の動向も見極めつつ、継続して調査・研究を行う。

110 みどりのリサイクルの推進(みどり公園課、清掃管理課)

公園等の樹木からでる剪定枝・落ち葉をチップ化・腐葉土化して利用するとともに、区民のみどりのリサイクル活動を支援しながら、ごみの減量化と環境への負荷低減を図る。

111 (仮称)中学生環境サミットの開催(環境課、環境都市推進課、清掃管理課、済美教育センター) **拡充**

「中学生ごみ会議」について、地球温暖化問題やごみ処理政策など、広く環境全般にわたり理解と関心を深めていくため、名称変更とともに、内容や実施方法を充実させて開催する。

112 拡大生産者責任の徹底に関する要請(清掃管理課)

事業者の拡大生産者責任を明確にしていくため、法整備を含めた対応について、国に引き続き要請する。

113 庁舎からのごみの排出抑制(経理課、環境都市推進課)

区役所庁舎内から排出するごみの総量を抑制するため、ごみとなるものの購入及び持込みは行わないよう、定期的に職員に周知、指導する。

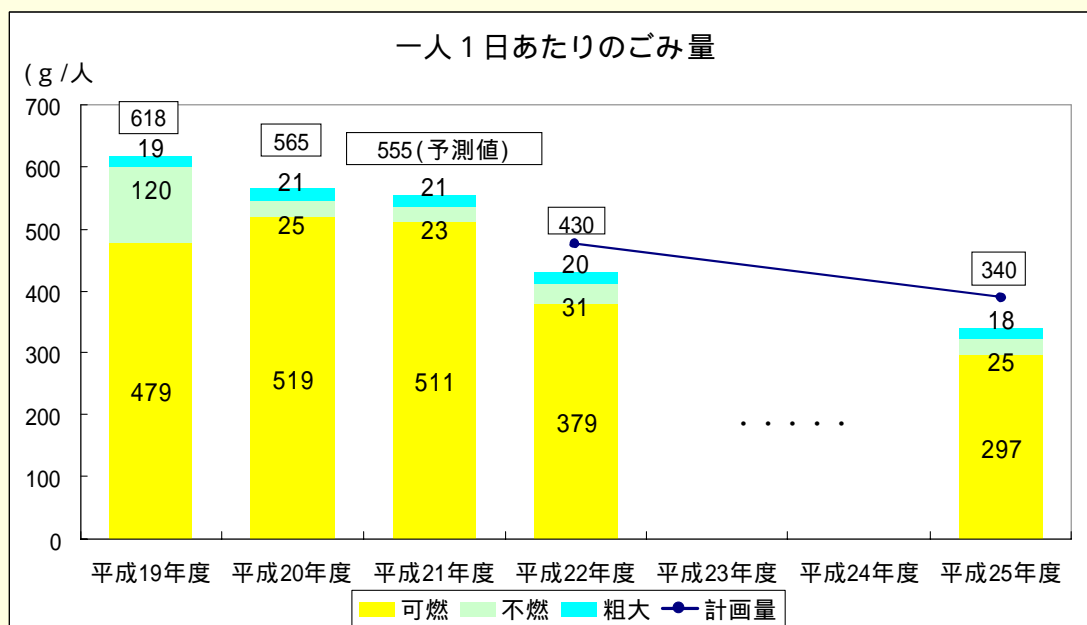
また、区役所内における弁当などの販売事業者や自動販売機の設置事業者に対して、容器類などの回収を徹底するよう指導するとともに、全量回収について協力できるよう職員への指示を徹底する。

サーマルリサイクルって？

平成20年4月から、東京湾にあるごみの最終処分場の延命と資源の有効活用を図るため、「廃プラスチックサーマルリサイクル」を実施しています。

従来、最終処分場で埋立てていた廃プラスチックの中から、プラスチック製容器包装とペットボトルを資源として分別回収することとし、その他のものは可燃ごみとして焼却することとしたことで、不燃ごみを8割も減量することができました。

また、ごみの焼却時に発生する熱エネルギーは、発電などに有効利用しています。



担当: 清掃管理課清掃計画係

基本目標 区民の健康と生活環境を守るまちをつくる

(1)自動車等に起因する大気汚染を防ぐ取組み

大気汚染について、主として自動車の排気ガスによるものとされる二酸化窒素（NO₂）の区内測定結果では若干の改善が認められるものの、この5年間では、ほぼ横ばいの状況です。

大気汚染の根本的な解決を図り、区民の健康と生活環境を守るためには、国や都との連携による広域的、総合的な取組みが必要ですが、区としても、大気質などの監視を継続するとともに、低公害車の普及拡大、自転車や公共交通機関の利用促進に向けた対策を講じていきます。

光化学スモッグ注意報発令日数の変化

年度別	総数	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月
15	5	-	-	-	-	3	2	-
16	14	-	1	2	8	3	-	-
17	16	-	-	4	4	3	5	-
18	12	-	-	3	3	5	1	-
19	11	-	2	-	2	7	-	-
20	6	-	1	-	4	1	-	-

光化学スモッグって？

光化学スモッグは、自動車等から排出される大気中の窒素酸化物（NO_x）などが紫外線を受けて、光化学反応して発生します。光化学スモッグ注意報等が発令された場合は、ただちに霧笛や垂れ幕などでお知らせしますので、なるべく外出を避けるようにします。

担当：環境課公害対策係



【環境目標】

環境目標	20年度末現状	目標値	目標年度
二酸化窒素（NO ₂ ）濃度年平均値 （区役所測定ポイント）	0.032 ppm	0.030 ppm	平成 25 年度
光化学スモッグ被害者数	0 人	0 人	各年度
交通の安全性がよいと思う人の割合	92.10 %	95 %	平成 25 年度

【区民・事業者の役割】

区民の役割	事業者の役割
車を購入する際は環境対応タイプを選びます。 自動車の使用を控え、公共交通機関を利用します。 自動車は適正な整備を行います。 アイドリングストップを心がけます。 急発進、急加速、空ぶかしをしないエコドライブを心がけます。	車を購入する際は低公害・低燃費車を選びます。 自動車は適正な整備を行います。 自動車の使用を控え、公共交通機関を利用します。 アイドリングストップを心がけます。 急発進、急加速、空ぶかしをしないエコドライブを心がけます。

【行政の取組み】

成果目標	平成 22 年度目標数値	平成 25 年度目標数値
二酸化窒素 (NO ₂)濃度年平均値 (区役所測定ポイント)	0.030ppm	0.030ppm
自転車駐車場整備台数 (民間設置含む)	34,600 台	34,600 台
南北バス「すぎ丸」年度 1 日平均利用者数	3,000 人	3,000 人
光化学スモッグ被害届出者数	0 人	0 人
区立幼稚園、学校における光化学スモッグ被害発生数	0 人	0 人

201 区民 事業者の自動車使用抑制の啓発 (環境課)

区民、事業者が公共交通機関を利用するなど、環境に配慮し自動車の使用をできるだけ控えるようリーフレットや文書等で啓発を行う。

202 低公害車の普及促進の検討 (環境課 環境都市推進課)

大気汚染の防止を図るため、ハイブリッド車や電気自動車など、低公害車の普及拡大について、支援のあり方も含めて総合的に検討する。

203 新たなコミュニティバスのあり方の検討 (交通対策課)

区内全域を視野に入れ、利用頻度の高い公共施設の巡回や高齢者、乳幼児連れ区民の移動支援等を見据え、新たなコミュニティバスのあり方について調査・検討する。

また、このことにより自動車の使用抑制を図る。



204 都市計画道路の整備 (建設課)

都市計画道路のバリアフリー化および無電柱化により、区民生活の利便性や安全性を向上させると

ともに、高齢者や障害者をはじめ、誰にでもやさしいみちづくりを行い、地域交通の円滑化を図る。

205 自転車駐車場の拡充整備 (交通対策課)

環境負荷の少ない自転車利用を促進するための方策について検討するとともに、駅周辺の自転車駐車場を拡充整備し、収容台数の増を図る。

206 自動車交通量調査、大気汚染常時測定調査、自動車走行騒音振動測定調査の実施 (環境課)

交通量の多い 5 地点において、24 時間交通量調査を隔年で実施していく。また、環状 7 号線、青梅街道等 4 地点で、窒素酸化物、硫黄酸化物などの大気汚染常時測定調査を行い、環境基準を満たしていない地点を把握する。さらに、区内幹線道路の自動車騒音及び振動を継続的に測定していく。

これらの調査結果を道路管理者である国や東京都に提供するとともに、道路改修などの環境改善対策を要請する。

207 大気汚染防止の指導の強化(環境課)

東京都環境確保条例に基づき、事業所に対する大気汚染防止を図るため、区内工場等で使用される液体燃料中の硫黄分の低減や低 NOx 型機器の使用、燃料のガス化などを指導する。

208 大気汚染防止に向けた区立施設での取組みの推進(経理課・営繕課・環境課)

区立施設において、環境負荷の低減を考慮したボイラーや冷温水発生機などの高効率の熱源機器を導入し、省エネルギー化を推進する。さらに、ボイラー燃料の良質燃料への転換や使用の抑制、低 NOx 型機器の導入などによって、大気汚染原因物質の発生を防止する。

209 庁有車の利用抑制と低公害車の導入促進(経理課)

毎週水曜のノーカーデーの実施を徹底し、庁有車の使用を抑制するとともに、車両の買替え時には、低公害車を購入し、窒素酸化物(NOx)や二酸化炭素(CO₂)の排出を抑制する。

210 大気汚染被害対策の実施(保健予防課)

公害健康被害の補償等に関する法律に基づく健康被害予防事業として、乳幼児のアレルギー相談やぜん息児水泳教室を開催する。また気管支ぜん息等を対象とする医療費助成を実施し、区民の健康障害の救済を図る。

211 光化学スモッグ発生連絡体制の整備と被害発生時の対策(保健予防課・環境課)

区民に対して、光化学スモッグ発生時の被害予防方法の周知を図る。また、注意報等が発令された場合には、情報を速やかに区民等へ周知し、健康被害を防止する。さらに、被害発生時には、被害状況に応じて健康危機管理保健所対策本部を設置し、施設管理者等と協力して健康被害の軽減を図る。

212 児童生徒の健康管理の充実(学務課)

児童生徒が、快適で安全な学校生活を送り、健やかに成長するため、健康診断を実施し、呼吸器系疾患の早期発見に努めるとともに、校舎内の水質検査や空気中の化学物質濃度検査を実施する。また、教職員を対象にぜん息に関する専門研修を実施し、疾患を持つ児童生徒に適切に対応するとともに、養護教諭を中心に各学校における相談体制を充実させ、子供たちの健康づくりを推進する。

低NOx型機器って？

東京都が窒素酸化物(NOx)や二酸化炭素(CO₂)の排出量の少ない機器を普及するために創設した「低NOx・低CO₂小規模燃焼機器認定制度」に基づき、認定を受けた蒸気ボイラーや冷温水発生機などの冷房や給湯を行う機器を言います。詳しくは、東京都環境局ホームページをご覧ください。

担当:環境課公害対策係

(2) 化学物質等の適正管理と水質汚濁を防ぐ取組み

区民の健康に悪影響を与える恐れのある有害化学物質を減らすため、区内関連事業所を対象に調査を行い、適正管理化学物質などの排出状況を把握するとともに、必要に応じて区民、事業者に対して、有害化学物質の取扱い方法等の情報提供や指導などを行います。

また、正しいごみの排出方法を周知するとともに、生ごみや廃てんぷら油、薬品類の下水への混入防止の徹底や洗剤の適量使用の推進などにより、水質汚濁の防止に努めます。

河川水質調査状況(単位:mg/L)

年度別	妙正寺川(松下橋)			善福寺川(堀ノ内橋)			神田川(乙女橋)		
	pH	BOD	COD	pH	BOD	COD	pH	BOD	COD
15	8.2	1.5	2.3	8.2	3.6	4.0	7.0	1.5	4.3
16	8.5	1.5	2.0	8.0	1.5	3.2	7.2	1.6	4.8
17	8.1	1.7	2.9	8.4	1.8	4.4	7.3	1.2	4.1
18	7.7	11	8.7	7.5	17	11	7.2	3.2	6.3
19	8.7	1.6	2.8	8.6	1.6	2.8	7.4	1.1	2.7
20	7.3	1.4	2.3	7.2	2.2	3.9	7.0	0.8	2.9

* pH = 水素イオン濃度、BOD = 生物化学的酸素要求量、COD = 化学的酸素要求量



シックハウス症候群って？

ダニやカビ、建材などに含まれるホルムアルデヒドなどの化学物質の影響で、アレルギー性疾患や化学物質過敏症が発症することがあります。住まいが原因となる様々な体調不良を、いわゆる「シックハウス症候群」といいます。一番簡単な方法は、室内の換気をこまめに行うことです。

担当:生活衛生課環境衛生担当

【環境目標】

* 1 環境基準 5mg/L以下 * 2 環境基準 0.6pg-TEQ/m³以下

環境目標	20年度末現状	目標値	目標年度
河川水質調査(神田川乙女橋 BOD 年平均値 *1)	0.8mg/L	0.8mg/L	平成 25 年度
化学物質調査(大気ダイオキシン類年平均値 *2)	0.035pg-TEQ/m ³	0.030pg-TEQ/m ³	平成 25 年度

【区民・事業者の役割】

区民の役割	事業者の役割
殺虫剤などの有害化学物質が排出される商品の購入・使用を減らします。 プラスチック製品の使用を最小限にします。 小型焼却炉等による廃棄物焼却はしません。 新築・改築時に有害化学物質を有する建材等の使用を極力避けます。 残飯を出さないように工夫をします。 排水に生ごみや天ぷら油が混入しないよう、水洗いの前に紙でふき取るように心がけます。 洗剤は環境対応を選び、その使用は必要最低限に留めます。	産業廃棄物を減らします。 有害化学物質の廃棄は、法令に基づき適正に処理します。 管理する化学物質を公表します。 商品等の有害性情報を消費者にわかりやすく表示します。 有害化学物質の使用抑制、代替物質を検討します。 新築・改築時に有害化学物質を有する建材等の使用を極力避けます。 石綿使用建物解体時には、適正な処理を行います。

【行政の取組み】

成果目標	平成 22 年度目標数値	平成 25 年度目標数値
ダイオキシン類大気平均濃度	0.033pg -TEQ/m ³	0.030pg -TEQ/m ³
適正管理化学物質の環境への排出量	11,000kg / 年	10,000kg/ 年
大気中のアスベスト濃度	0.3 本 / L 未満	0.3 本 / L 未満
生物化学的酸素要求量 (神田川)	0.8mg/L	0.8mg/L
地下水調査年間実施数	31 ヶ所	31 ヶ所

213 適正管理化学物質の届出等の徹底 (環境課)

対象事業者には毎年、定期的に適正管理化学物質の使用量等の報告を求め、より安全な化学物質への転換や環境への排出量の削減等を促していく。

214 有害化学物質取扱事業所の規制・指導 (環境課)

適正管理化学物質の中でも特に有害化学物質を取扱う事業所に対しては、使用量の報告等とともに、大気や河川への排出量の削減を指導する。

215 有害化学物質に関する情報の収集と提供 (環境課)

有害化学物質の取り扱い方法、使用や廃棄に伴い有害化学物質が排出される恐れのある商品等の情報を収集し、区民や事業者に提供する。

216 区施設及び民間建築物からの有害化学物質の排除

区施設の新築、改修工事時には有害化学物質を含有する建材等は使用しない。また、有機溶剤を含まない水性塗料等を使用する。さらに、完成時には揮発性有機化合物濃度を測定し、利用者の健康に配慮する。(営繕課)

民間建築物について、シックハウス対策として建築確認申請時に検査をすることで、有害化学物質を含まない建材を使用した安心・安全な建物の建築を促していく。

(建築課、環境課)

217 アスベスト(石綿)の適正処理の指導 (環境課)

建物等の解体前に、吹付け石綿や石綿を含む建材が使用されているか調査を適切に行い、それらが含まれる場合には、石綿の飛散が起らないよう防止対策を講じて解体等するよう指導する。

218 ダイオキシン類などの有害化学物質の調査の実施 (環境課)

大気に関するダイオキシン調査は、年 4 回、井草森公園、南荻窪図書館、郷土博物館の 3 地点で実施する。また、河川に関する調査は、年 2 回、宮下橋(神田川)、佃橋(神田川、玉川上水放流口)、尾崎橋(善福寺川)、和田見橋(神田川)の 4 地点で実施する。これらの調査を通じて、ダイオキシン類などの有害物質が、区民の健康に与える影響がないことを確認するとともに、環境基準を超えるなど、万一、影響がある場合には、周辺区や河川の水質を管理する東京都との連携のもと、適切な措置を講じていく。

219 室内環境調査の実施 (生活衛生課)

健康で快適な生活環境確保のため、広報や母子講習会等で室内環境調査希望者を募り、揮発性有機化合物やダニアレルゲンの調査を実施するとともに、区民に対して、室内環境を良好に保つための最新の情報を取り入れた助言を行う。

220 土壌汚染防止の指導(環境課)

東京都環境確保条例に基づき、有害物質を扱っていた工場等の廃止時に、土壌汚染調査の実施を指導し、汚染が確認された場合には汚染拡散防止計画を提出させるとともに、現場にて対策の履行状況を確認する。

221 農業の支援・育成(産業経済課)

輸入農作物等の残留農薬への関心が高まっている中、引き続き減農薬・減化学肥料に努め、土壌を汚染することのないよう農家への指導を行い、区民に安心安全な農作物を提供する。

222 生活排水等による水質汚濁防止の啓発(環境課)

台所の生ごみや廃天ぷら油、薬品類を排水溝に捨てないようにするなど、正しいごみの排出方法と併せて広報紙や区ホームページ等を活用して、区民・事業者に対して、水質汚濁を防止するための啓発を行う。

223 定期河川水質調査の実施(環境課)

河川の汚染状況を示す生物化学的酸素要求量(BOD)や窒素、有機リン等の濃度を調査し、水質確保や親水護岸などの河川整備の基礎資料として活用する。調査は神田川(宮下橋、乙女橋)、善福寺川(井荻橋、堀之内橋)、妙正寺川(松下橋)の5地点で、年4回行う。

224 地下水(井戸水)総合汚染調査の実施(生活衛生課・衛生試験所)

定点観測井戸の水質検査を実施し、杉並区の地下水汚染の実態を把握する。

225 水質汚濁防止のための区立施設における取組みの推進(経理課・営繕課・学務課)

区役所や学校などの区立施設から生ごみや廃天ぷら油、薬品類が排水に混入しないよう、清掃で使用する洗剤使用量の適正化の推進や、グリストラップ等の定期清掃を計画的に実施し、水質汚濁を防止する。

アスベスト(石綿)って？

アスベスト(石綿)は、天然にできた極めて細かい鉱物繊維で、熱、摩擦、酸やアルカリにも強く、丈夫で変化しにくいという特性を持っていることから、吹き付け材、保温・断熱材、スレート材、煙突用建材などに使用されてきました。しかし、石綿製品製造工場の従業員やその周辺住民、建物等の石綿吹付け作業に従事した人などが、肺がんや中皮腫などを発症するなど大きな問題となり、現在では、原則として製造・使用等が禁止されています。したがって、アスベスト(石綿)が使用された建物等の解体のときに、石綿の粉じんの飛散を防ぐことが大切です。

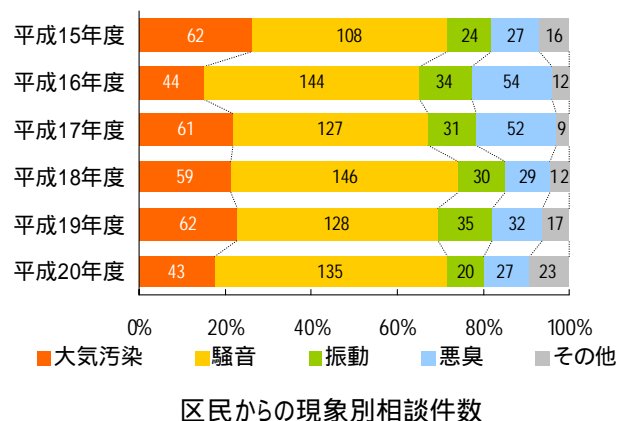
担当:環境課公害対策係

(3)その他の都市型公害を防ぐ取組み

工場や事業所を有する事業者は、事業活動にあたり、周囲の環境に配慮し、騒音や悪臭、土壌汚染などの公害を発生させないように努め、規制基準を厳守することは言うまでもありません。

また、騒音や他人への迷惑行為などにより、地域社会における共同生活を侵害しないよう、区民一人ひとりが規範意識を培っていかねばなりません。

区としても、必要な規制や指導などにより、誰もが安心して暮らすことのできる生活環境の実現に取り組みます。



騒音規制法って？

工場、事業場の事業活動や建設工事に伴って発生する騒音に対し、必要な規制を行うとともに、自動車騒音に係る許容限度を定めること等により、生活環境を保全します。区内では、法の対象となる事業活動に対する規制基準は地域により 40～60dB、同様に建設作業に対する規制基準は 85dB となっています。

担当：環境課公害対策係

【環境目標】

環境目標	20年度末現状	目標値	目標年度
騒音や排気ガスが少ないと思う人の割合	54.60%	70%	平成 25 年度
隣近所との人間関係がよいと思う人の割合	79.00%	90%	平成 25 年度

【区民・事業者の役割】

区民の役割	事業者の役割
日常生活における騒音・振動の抑制を心がけます。 ごみ等の焼却を行いません。 雨水浸透ますの設置など、雨水浸透を心がけます。 一定規模以上の揚水施設を設置する場合は、届出をします。 電磁波の発生する機器類や高圧送電線の鉄塔には、必要以上に近づきません。	低騒音、低振動型機械を使用します。 近隣に配慮した排気を行い、必要に応じて悪臭防止装置を設置します。 雨水浸透ますの設置や透水性舗装など、雨水浸透を心がけます。 一定規模以上の揚水施設を設置する場合は、届出をします。 必要以上の地下水の使用を行いません。 新たな送電線設置に際しては、学校や住宅から離します。

【行政の取組み】

成果目標	平成 22 年度目標数値	平成 25 年度目標数値
夜間騒音測定値 (和田 2 丁目付近)	70 デシベル	70 デシベル
公共溝渠維持補修率	100%	100%
地盤沈下量	0m	0m

226 騒音や振動、悪臭防止の啓発と指導 (環境課)

騒音規制法等の規定に基づき、事業所や建設作業から発生する騒音や振動については、実態を正確に調査した上で、文書等による指導を行う。また近年、増加の傾向にある生活騒音や悪臭の防止についても、近隣への配慮や防止対策を記載した啓発冊子や区広報紙等により啓発活動を行うとともに、問題が生じた場合には、苦情相談を受け付け、調査を行った上で文書等により必要な指導を行う。

227 地下水の揚水規制の強化等 (環境課)

地下水の適正な利用と一定の揚水規制を行うことにより、地下水の保全と地盤沈下等の被害を防いでいく。

228 中小企業・団体等に対する支援 (産業経済課)

区内中小企業に対し、ばい煙、粉じん、臭気、騒音・振動、排水などによる公害の発生を防止するために必要な設備改善資金の融資あっせんを行う。

229 環境に配慮した公共溝渠の適正管理の推進 (杉並土木事務所)

公共溝渠の排水機能を保全し、悪臭や蚊の発生の防止に努め、適正な維持管理を図る。

230 電磁波の最新情報の収集と提供 (環境課)

電磁波による障害については、科学的な立証が必ずしも十分ではないが、人体への影響も一部指摘されていることから、区民の安全確保のため、最新の情報を国や WHO から収集し、広報紙や区公式ホームページ等で迅速に区民に提供する。

基本目標 自然環境が保全され、さまざまな生き物が生息できるまちをつくる

(1)連続したみどりを保全・創出する取組み

区では、自然環境を保全し、快適な生活空間を創造していくため、農地や屋敷林など、身近なみどりを守っていくとともに、生けがきや壁面緑化等への助成をさらに充実させ、新たなみどりを創造していきます。また、区民、事業者の協力を得て、こうした取組みを支える「みどりの基金」を充実し、活用していきます。

保護樹木等指定状況の変化

項目	保護樹木	保護樹林	保護生けがき
15年度	1,686本	617,228 m ²	5,928.9m
16年度	1,673本	614,646 m ²	5,832.6m
17年度	1,672本	587,176 m ²	5,461.7m
18年度	1,677本	581,810 m ²	6,084.7m
19年度	1,688本	551,758 m ²	6,519.5m
20年度	1,812本	497,521 m ²	6,398.8m

「杉並区みどりの基金」って？

杉並区みどりの基金は、区民や企業等からの寄付金と区からの積立金を原資として、区内の樹木・樹林の保全や緑化活動などに活用されます。

また、基金に対する寄付金は、税制上の優遇措置があります。区内のみどりを守り、増やすために、ご寄付をお願いいたします。

担当：みどり公園課みどりの計画係

【環境目標】

環境目標	20年度末現状	目標値	目標年度
緑が豊かだと思ふ人の割合	82.00%	90%	平成25年度
区の緑被率	21.84% (平成19年度)	23.00%	平成30年度

【区民・事業者の役割】

区民の役割	事業者の役割
みどりを守り育てる地域活動に参加します。 塀の生けがき化やフェンスの緑化を行います。 屋上・壁面緑化を行います。 すべてのみどりを共有の財産として大切にします。 建築を行う際は、既存のみどりを保全し、新たな緑化に努めます。 地域のシンボルである屋敷林等の保全を心がけます。 雨水浸透ますの設置など、雨水の浸透を心がけます。 みどりの基金に協力します。	みどりを守り育てる地域活動に参加します。 事業所の敷地のみどりを育てます。 塀の生けがき化やフェンスの緑化を行います。 屋上・壁面緑化を行います。 すべてのみどりを共有の財産として大切にします。 雨水浸透ますの設置や透水性舗装など、雨水の浸透を心がけます。 宅地開発や建築を行う際は、動植物生息空間に配慮します。 みどりの基金に協力します。

【行政の取組み】

成果目標	平成 22 年度目標数値	平成 25 年度目標数値
区立公園面積	60.5ha	60.5ha
農地面積	51ha	51ha
生産緑地面積	38ha	38ha
保護樹木	1,900 本	1,900 本
保護樹林	60ha	60ha

301 みどりのベルトの創出(みどり公園課) **拡充**

区内に点在する公園のみどりと各家庭や公共施設などのみどり、さらに河川に沿ったみどりや道路のみどりを結びつけてネットワーク化することでみどりのベルトを創る。

302 道路・河川緑化の推進(建設課)

みどりのベルトや良好な居住環境の向上を図るため、都市の基盤となる道路・河川の緑化を推進し、みどりでまちをつなげていく。

303 樹木、樹林、生けがき等の保護指定(みどり公園課)

区内に残された貴重な樹木、樹林、生けがき等を区民共有の財産として保全していくために、所有者の同意を得て保護指定し、維持管理に要する経費の一部を助成する。

304 特別緑地保全地区の指定検討(みどり公園課)

景観に優れた貴重な一定規模のみどりについては、区民共有の財産として、都市緑地法に基づく特別緑地保全地区の指定を検討する。

305 みどりのモデル地区の指定(みどり公園課) **拡充**

特にみどりの保全及び育成を図るべき地域は、モデル地区に指定し、みどりのベルトやネットワーク創りを推進する。

306 市民緑地の設置(みどり公園課)

減少しつつある樹林地を自治体等が借り受け、その場所を公開しながら保全する。契約期間中は区が管理する。また提供者にとっては税制優遇措置もあるため、区民、所有者、行政の三者にそれぞれメリットがあり、一定規模の貴重な樹林地の保全に有効な方法である。

307 緑化指導の充実(みどり公園課)

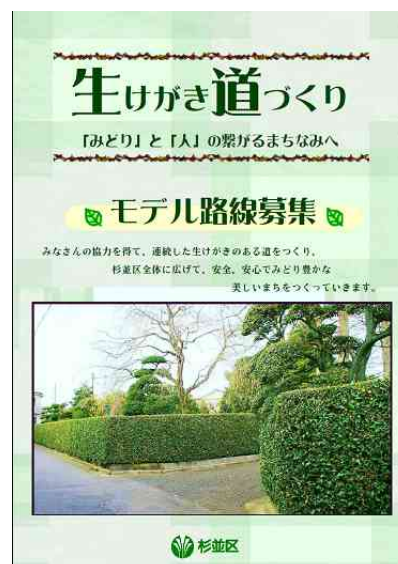
敷地面積に関わらず、建築行為を行うときは、緑化基準に従い緑化計画の指導を行う。また、既存樹木の保全については優遇措置をより明確にし、幅広く PR していく。

308 生けがき等の緑化助成制度の充実(みどり公園課) **拡充**

接道部の緑化を集中的に推進するため、生けがき創設への助成を行う。また、建物の屋上や 壁を緑で覆うための助成を継続し、建物等の防火や安全性を高めるとともに、まとまったみどりのある潤い豊かなまちなみをつくる。

309 貴重木保全協定の推進(みどり公園課)

区内の巨木・珍木・景観木などの貴重な樹木の所有者と区が協定を結び、区民共有の財産として、貴重木保全の必要経費の一部を助成する。



310 みどりの協定の締結促進(みどり公園課)

民有のみどりの永続性を確保するため、緑地協定や条例に定める各種協定の締結を促進する。

311 公共施設の接道部緑化(みどり公園課)

公共施設の接道部を緑化することで安全でみどりがネットワーク化されたまちなみづくりを推進していく。

312 みどりの基金の積立、運用(みどり公園課)

みどりの保全及び緑化の推進を図るための事業に要する経費の財源に充てるため、基金の積立、運用を行う。

313 みどりの基本計画の見直し(みどり公園課)

「杉並区みどりの条例」に基づき、概ね5年ごとに緑被の状況など、みどりの実態を把握する調査を実施するとともに、この結果を踏まえ、緑化施策の根本となる「みどりの基本計画」の見直しを図る。

ご存知ですか？ 杉並のみどりの現状



みどりを守り、増やし、育てることは目標ではありません。「遠くのみどりはきれいで、近くのみどりは落ち葉が迷宮」「代々受け継いだ樹を残したいけれど、維持にはお金がかかるし、ご近所へ迷惑をかけてしまう。いったい何をするか？」樹を所有する人、周りに住む人、それぞれの思いがあります。寄付は、目の前の問題を解決するためだけのものではありません。寄付をいただくこと、その寄付を通してたくさんの方が生まれ、樹とともに人々の心が育つこと、寄付から生まれるみどりが、杉並で増えはじめています。

あなたの寄付でできること

314 地域公園の整備(みどり公園課)

杉並の自然環境に応じたさまざまな生き物が生息する拠点となり、区民がみどりや自然と親しむことのできる規模の大きな地域公園を7つの地域ごとに最低1カ所整備する。

315 身近な公園の整備(みどり公園課)

杉並の自然環境に応じたさまざまな生き物が生息し、区民が気軽に自然と親しむことのできる身近な公園を整備するとともに必要に応じて改修を行う。

316 都立公園の整備推進(都市計画課)

整備未着手となっている都市計画高井戸公園について、事業者となる東京都や大規模地権者などと、公園整備早期着手に向けた協議を進める。

317 大規模企業グラウンドの保全(都市計画課)

区内に残された貴重なオープンスペースである大規模企業グラウンドについて、まとまりのあるみどりの空間としての存置を視野においた保全策を検討する。

318 生産緑地等の維持、拡充による農地の保全、活用(都市計画課)

農地の生産緑地地区指定を進める。生産緑地の買取りの申出については、公園・緑地等への転用が可能か、検討していく。

319 都市農業の支援・育成(産業経済課)

農地を保全し安定した農業経営ができるよう、農産物の直売・農業祭の実施により、消費の拡大を図るとともに、区民の農業に対する理解を深め、「企業的農業経営集団補助金」や「都市農業経営パワーアップ事業補助金」等により都市農業の育成を図る。

320 雨水流出抑制対策の推進(建設課) **拡充**

公共施設に雨水浸透施設を設置するとともに、個人・集合住宅を含む民間施設に対しても設置を指導することにより、総合治水対策の推進を図り、併せて、地下水の涵養と湧水の回復を通じて、都市化によって失われつつある水環境を保全する。

321 エコスクールの推進 (教育委員会庶務課)

区立学校の緑化・エコスクール改修等を計画的に進め、環境に配慮した学校運営、及び学校を核として家庭・地域を含めた環境教育の充実を図る。



<生徒たちのエコ心も育てる西宮中の学校屋上庭園>

(2)自然生態系保全の取組み

杉並の自然に宿る動植物や昆虫など、生き物の生息状況を定期的に調査するとともに、生物多様性に配慮した取組みや在来種の保護に関する取組みを実施していきます。



生物多様性って？

さまざまな生物が自然の中で環境に適応して存在し、生態系が作られていることを指します。生態系の恵みによって私たち人間を含む生き物の命と暮らしが支えられています。

担当：環境都市推進課
すぎなみ環境情報館

【環境目標】

環境目標	20年度末現状	目標値	目標年度
緑の豊かさがよいと思う人の割合	82.00%	90%	平成25年度
みどりと水(河川等)のふれあいがよいと思う人の割合	67.30%	75%	平成25年度

【区民・事業者の役割】

区民の役割	事業者の役割
植物や虫、鳥の生態系や知識を学習します。 庭や公園などのみどりを大切にします。 建築を行う際は既存木の保全を心がけます。 庭先に実のなる木を植えます。 池や水鉢などでピオトープをつくれます。 みどりの基金に協力します。	植物や虫、鳥の生態系や知識を学習します。 庭や公園などのみどりを大切にします。 宅地開発や建築を行う際は、動植物生息空間に配慮します。 事業所の敷地に実のなる木を植えます。 池や水鉢などでピオトープをつくれます。 みどりの基金に協力します。

【行政の取組み】

成果目標	平成22年度目標数値	平成25年度目標数値
生き物生息場所の保全・創出箇所	18ヵ所	24ヵ所
動植物生息状況調査報告書発行	5年ごとに発行	5年ごとに発行

322 生物多様性に配慮した公園づくり(みどり公園課)

公園整備にあたっては、生態的な観点から在来種を中心に、餌となる花や果実の樹種を選定し植栽する。また、水辺などの管理も生き物へ配慮した施策を行っていく。

323 水辺環境の整備(建設課)

都市化により失われつつある良好な水辺空間を取り戻すため、人と水とのふれあいの場や親水護岸の整備など、河川をより身近に感じられる水辺空間を整える。また、環境保全活動など区民との協働により、多様な動植物が生息する潤いと安らぎのある水辺環境を創出していく。

324 生き物生息場所の保全、創出(みどり公園課)

杉並区の貴重な植物を保全・創出するため、池や草地などを公共施設等の敷地の一角に設置し、貴重種の生育場所を設ける。

325 区民による自然環境調査の実施(環境都市推進課)

区民が身近な区内の自然環境に関心を深めていけるようにするため、「身の周りの自然調査員」として、区が5年に1回実施する自然環境調査に参加する機会をつくる。

326 動植物生息状況調査等の実施(環境都市推進課)

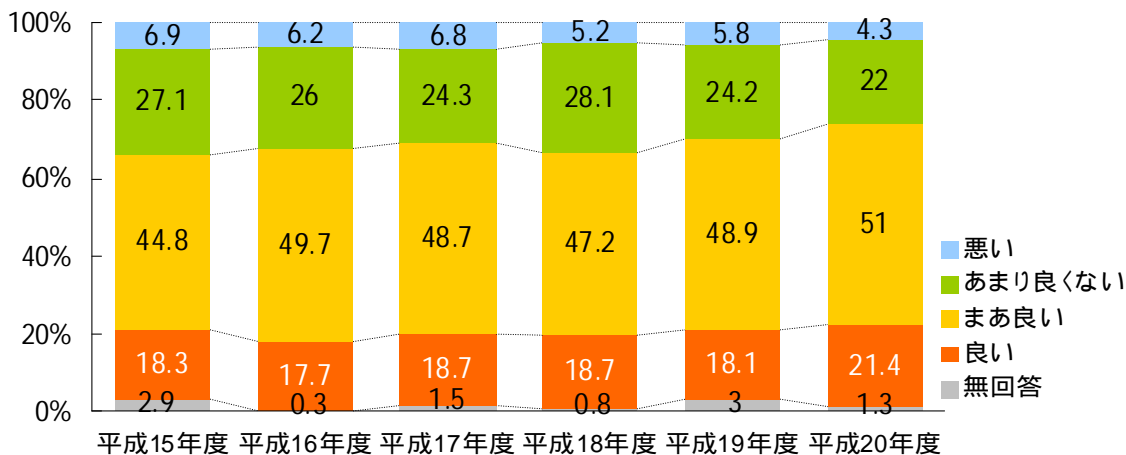
杉並の自然環境の実態を把握し、保護に役立てていくため、区内における動植物の生息状況等を調査し、結果を区民に公表する。



(3) みどりや自然に親しめる取組み

「花咲かせ隊」の活動や区民農園の充実など、区民参加によるまちのみどりの保護や育成が活発になっています。

今後とも、こうした区民や事業者、NPO などによる主体的な地域活動を支援します。



公園や広場の整備状況がよいと思う人の割合

区民農園って？

都市生活の中では、自然と親しむ機会が大変少なくなっています。そこで、園芸に興味があっても耕作する場所がないという方のために、区民農園はいかがですか？野菜や花などを楽しく栽培できる土地（1区画約10平方メートル）をお貸しします。

担当：産業経済課都市農業係

【環境目標】

環境目標	20年度末現状	目標値	目標年度
みどりと水(河川等)のふれあいが良いと思う人の割合	67.30%	75%	平成25年度
区民農園年間利用者数	1,700人	1,700人	平成25年度

【区民・事業者の役割】

区民の役割	事業者の役割
河川などの環境を守ります。 河川などにごみを捨てません。 みどりを守り育てる地域活動に参加します。 植物や虫、鳥の生態系や知識を学習します。 自然観察会に参加します。 農業体験などを通して都市農業を理解します。	河川などの環境を守ります。 河川などにごみを捨てません。 みどりを守り育てる地域活動に参加します。 植物や虫、鳥の生態系や知識を学習します。 野生動植物の保護活動に参加します。 交流型農業に参画します。

【行政の取組み】

成果目標	平成22年度目標数値	平成25年度目標数値
親水施設のある公園の数	15園	15園
みどりのボランティア数	1,297人	1,297人
区民農園面積	2.60ha	2.60ha
自然観察会年間参加者数	200人	250人

327 水とみどりに親しめる場の整備(みどり公園課)

区民が水とみどりに親しめるよう、池や流れなどの親水施設を整備する。

328 体験型農園の整備(産業経済課)

高齢化等で農業経営が難しくなっている場合などでは、体験型農園は、農地保全と安定した経営に有効な手段の一つである。併せて、農業体験を求める区民要望を実現していく。

329 区民農園の運営(産業経済課)

区民農園として緑地を保全するとともに、区民が自然にふれあい、農作業を通じて農業に対する理解を深める場とする。

330 みどりのボランティア活動への支援(みどり公園課)

緑化活動や緑の維持活動に継続して取り組む、みどりのボランティア活動の輪を広げるため、登録者の募集や活動内容の紹介を記事にした情報紙の発行などを行う。

331 農業ボランティアの支援(産業経済課)

農業への関わりを求める区民要望に応えるとともに、高齢化等による労働力不足の農家への支援を行うため、農業ボランティアを農家へ紹介し、生産力の強化を図る。

332 緑化、自然環境の知識の普及、啓発(みどり公園課)

みどりに関する知識の普及啓発をより一層充実させるため、「みどりの新聞」の発行や緑化副読本の配布、みどりのイベント、落ち葉感謝祭、みどりの講座を実施する。

333 みどりの相談所等緑化相談の充実(みどり公園課) **拡充**

塚山公園のみどりの相談所を活用し、みどりの育て方などの区民の問合せに答えていく。また、相談所をみどりのボランティア活動の拠点としていく。

334 ふれあい農業体験の充実(産業経済課) **拡充**

区内農地の見学や野菜等の収穫体験等により、区民と農業従事者との交流及び区内農業への理解を深め、地域に根ざした農業を推進する。

335 体験学習の拡充(済美教育センター)

子供の頃から自然や農業の大切さについて、体験を通じて理解するため、総合的な学習の時間等を利用して、環境 NPO や区内農業従事者との協働のもと、自然体験活動や農業体験学習を実施する。

336 自然観察会などの開催(環境都市推進課)

動植物の多様な生態を知り、自然環境に対する意識啓発や理解の場となるよう、専門性を有する環境 NPO に委託し、区民を対象とした自然観察会などを開催する。

基本目標 魅力ある快適なまちなみをつくる

(1)美しく清潔なまちへの取組み

快適な生活空間の創造には、区民一人ひとりの高い環境意識が必要です。毎年秋に行われる「杉並・わがまちクリーン大作戦」では、約 10,000 人が、地域の美化活動に参加しています。

一方、駅前を中心に、歩行喫煙やポイ捨てに対する苦情は絶えないため、平成 21 年 10 月から、区内 6 カ所（JR4 駅、上井草駅、高井戸駅周辺）の路上禁煙地区において、条例に基づき、違反者に対し過料の徴収を行っています。

また、ごみの排出問題については、ごみの減量と集積所による課題の解決を図るため、引き続き、家庭ごみの有料化や収集方法のあり方について、必要な検討を行います。

杉並・わがまちクリーン大作戦実施結果

年度	参加団体(個人)数	参加延べ人数
15	183	11,464 人
16	179	10,567 人
17	187	11,668 人
18	192	11,480 人
19	161	10,455 人
20	157	8,841 人



路上禁煙地区内の喫煙行為に対する過料って？

区では、平成 15 年 10 月に杉並区生活安全及び環境美化に関する条例を施行し、区内全域で歩きタバコ・吸い殻のポイ捨てを禁止するなど、喫煙に関するルールとマナーの遵守について、区民・事業者の皆さんに理解を求めてきました。しかし、意識啓発のみでは限界があることから、平成 21 年 10 月より、路上禁煙地区内での条例違反者に対して 2,000 円の過料徴収を始めました。今後も歩きタバコや吸い殻のポイ捨ての根絶を目指した取組みを進めていきます。

担当：環境課生活環境担当

【環境目標】

環境目標	20 年度末現状	目標値	目標年度
吸殻の散乱状況(中杉通り・高南通り)	200 本	50 本	平成 25 年度
杉並・わがまちクリーン大作戦年間参加者数	8,841 人	12,000 人	平成 25 年度
町並みの美しさや落ち着きがよいと思う人の割合	73.80%	80%	平成 25 年度

【区民・事業者の役割】

区民の役割	事業者の役割
まちのクリーン化事業に参加します。 自宅や周辺の清掃、草取りを定期的に行います。 道路にたばこやごみを捨てません。 安全のため歩きタバコはしません。 ごみ集積所の適正管理を行います。 犬や猫のふんを道路に放置せず持ち帰ります。 空き地などの適正管理を行います。	まちのクリーン化事業に参加します。 事業者や周辺の清掃、草取りを定期的に行います。 商品や広告物などはみ出しをしません。 道路にたばこやごみを捨てません。 安全のため歩きタバコはしません。 ごみ集積所の適正管理を行います。 販売場所に空き缶などの回収容器を設置し、適正に管理します。 空き地などの適正管理を行います。

【行政の取組み】

成果目標	平成 22 年度目標数値	平成 25 年度目標数値
道路年間清掃距離数	1,594km	1,594km
放置自転車台数	1,500 台	1,500 台
集積所カラス被害率	2%	1%
杉並・わがまちクリーン大作戦の年間参加者数	10,000 人	12,000 人
ポイ捨て吸殻本数(高南通り・中杉通り)	100 本	50 本

401 道路等の清掃の実施

清潔な道路環境を維持するため、区道及び雨水桝の清掃を行う。(杉並土木事務所)
誰もが気持ちよく利用できるよう区立公園の清掃を定期的に行うとともに、公衆便所の清掃を徹底する。(みどり公園課)

402 放置自転車対策の推進(交通対策課) **拡充**

駅周辺の放置自転車をなくし、公共空間の適正利用と美化を確保するとともに、駅前の通行を円滑に保つことで、特に高齢者や車椅子利用者の安心、安全を確保する。

403 ごみ・資源の排出の適正管理(清掃管理課、清掃事務所)

カラス等によるごみ集積所の被害を防止するため、区民に対し、カラスネット、折りたたみ式ごみ収集ボックスの配布や黄色いごみ袋の普及や周知活動を継続する。また、ごみの排出者責任を明確にしていくための収集方法のあり方などについて検討する。

404 区民・事業者との協働によるまちのクリーン化事業への取組みの推進(環境課) **拡充**

杉並区全域を清潔で快適なまちにするため、「杉並・わがまちクリーン大作戦」等を通じ、区内事業者、町会・自治会などと協働で、駅前や公園などの清掃を実施する。個人や団体が気軽に参加できるよう、物品の支給など、区の支援を拡充する。併せて、活動実態などについて、広報紙や区公式ホームページ等により積極的に PR を行う。

405 まちに調和した屋外広告物設置の啓発と取締の実施(土木管理課・まちづくり推進課)

設置者に対し、屋外広告物をまちに調和した美しいものにするよう啓発するとともに、違反広告物の撤去を引き続き行い、景観に配慮した美しいまちをつくる。

406 動物の適正飼養に関する啓発(生活衛生課) **拡充**

公衆衛生や環境美化の推進のため、犬のしつけ方教室の実施など動物の適正飼養に関する普及啓発を行う。また、動物愛護について理解を深め、人と動物が共生できる環境をつくる。

407 カラス・ねずみ・蜂類の駆除及び相談業務の充実(環境課)

カラスやスズメバチの巣の迅速な撤去や家屋に侵入するねずみへの対処方法を PR するなど、衛生害虫等に関する課題を解決し、区民が安心して快適に暮らすことができるようにする。

408 管理が不良な空き地等への是正指導(環境課)

雑草が繁茂した空き地等の所有者に対し、文書催告などで適切な管理を指導し、区民が安心して快適に暮らせる生活環境を維持する。

409 路上喫煙対策の強化、徹底(環境課) **拡充**

区民が安全で快適に暮らすことができる地域社会を創造していくため、路上禁煙地区内での路上喫煙行為に対する過料徴収や区内全域での歩きタバコ・吸い殻のポイ捨て行為に対して、継続的かつ効果的な指導・啓発活動を通じて、喫煙マナーの徹底を図る。



区内全域で歩きたばこは禁止になっています！

電信柱やポスターなどで、このロゴマークを目にしたことがある方も多いと思います。

区内全域で歩きたばこや吸い殻などのごみのポイ捨てが禁止であることを一人でも多くの方に理解していただくためのステッカーです。啓発ロゴマークは 535 点の公募作品の中から、区民投票で選ばれました。

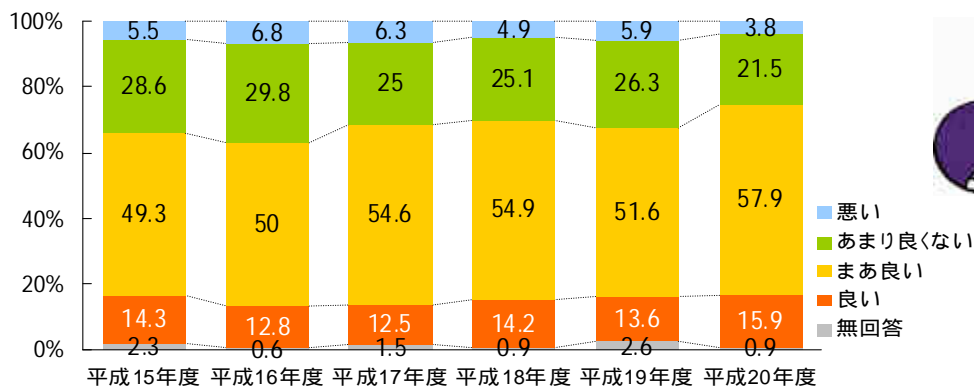
このステッカーは必要に応じて、ご自宅や事業所用として、配布しています。

担当：環境課生活環境担当

(2)個性と美・やすらぎに満ちたまちなみをつくる取組み

区では、杉並区固有の自然、歴史、文化等によって支えられ、育まれてきたみどり豊かな住宅都市を次代に継承し、区民、事業者、行政がそれぞれの責務を自覚し、協働して良好な景観づくりを行うため、平成 20（2008）年度に「杉並区景観条例」を制定しました。

さらに、平成 21（2009）年度に「杉並区景観計画」を策定し、「みどり豊かな美しい住宅都市『杉並百年の景』」を将来像に、具体的な景観施策を展開します。



まちなみが美しく落ち着きがあってよいと思う人の割合

「景観条例」って？

区は、平成 21 年 4 月 1 日に景観法に基づく「景観行政団体」となり、杉並区景観条例（平成 20 年 12 月公布）も同日に施行されました。

この条例は、良好な景観づくりを総合的に推進することで、区民及び事業者の皆さんが将来にわたり快適な生活を営むことができる魅力あるまちなみを形成することを目的としています。

担当：まちづくり推進課景観係

【環境目標】

環境目標	20 年度末現状	目標値	目標年度
町並みが美しく、落ち着きがあってよいと思う人の割合	73.80%	80%	平成 25 年度
買い物のがよいたと思う人の割合	83.10%	90%	平成 25 年度
花咲かせ隊等登録団体数	145 団体	155 団体	平成 25 年度

【区民・事業者の役割】

区民の役割	事業者の役割
杉並の文化、歴史的資源を守ります。 魅力ある景観づくりに配慮します。 地区計画区域や景観計画区域内の建築等の行為について、届け出ます。 まちのクリーン化事業に取り組みます。 自宅や周辺の清掃、草取りを定期的に行います。 道路にたばこやごみを捨てません。	杉並の文化、歴史的資源を守ります。 魅力ある景観づくりに配慮します。 地区計画区域や景観計画区域内の建築等の行為について、届け出ます。 まちのクリーン化事業に取り組みます。 事業者や周辺の清掃、草取りを定期的に行います。 商品や広告物などはみ出しをしません。

区民の役割	事業者の役割
安全のため歩きたばこはしません。 ごみ集積所の適正管理を行います。 犬や猫のふんを道路に放置せず持ち帰ります。 空き地などの適正管理を行います。	道路にたばこやごみを捨てません。 安全のため歩きたばこはしません。 ごみ集積所の適正管理を行います。 販売場所に空き缶などの回収容器を設置し、適正に管理します。 空き地などの適正管理を行います。

【行政の取組み】

成果目標	平成 22 年度目標数値	平成 25 年度目標数値
駅周辺整備箇所数	7 ヲ所	7 ヲ所
電線類地中化整備率	100%	100%
商店街等による LED 装飾灯の建設件数	100 基	250 基
花咲かせ隊・公園育て組	155 団体	155 団体

410 景観まちづくりの推進(まちづくり推進課) **拡充**

区民の景観に対する意識を高め、自主的に景観づくりに取り組む風土を醸成する。景観計画に基づき、建築物の届出や事前協議を通じて、景観に配慮したまちなみを将来にわたり継承し創出していく。

411 駅前広場等周辺の景観整備(まちづくり推進課・建設課)

駅周辺のまちづくりや駅舎の整備に際して、駅前広場等の整備、駅舎のデザイン向上を行い、駅周辺の景観を魅力あるものとし、地域のシンボル空間としての充実を図る。さらに、駅前の民間建築物等についても、景観に配慮したまちなみが形成されるよう誘導していく。

412 魅力ある歩行者優先の道づくり(建設課)

まちの景観向上や安全で快適な歩行空間を確保するため、商店街のカラー舗装化整備、区道の無電柱化整備を行う。

413 水路敷(水のみち)の整備(建設課)

下水道の普及とともに埋め立てられた水路敷を、景観づくりに着目した快適で魅力ある散策路として整備する。

414 魅力ある商店街づくりへの助成(産業経済課)

商店街のイメージアップに資する施設・設備等を整備し、住民の憩いの場・交流の場として魅力ある商店街づくりを進める。

415 街路灯の整備(産業経済課・杉並土木事務所) **拡充**

環境への負荷を軽減するため、商店街の装飾灯について LED などへの交換を補助するとともに、先進的な商店街づくりと美観の向上を支援する。

また、一般区道においても、モデル路線を指定し街路灯の LED 化を進め、明るさや光の広がり方を確認するとともに、CO₂ の削減量等、省エネルギー効果を検証していく。



<西荻南中央通り銀盛会のLED装飾灯>

416 花咲かせ隊等による公園花壇等の管理の推進(みどり公園課)

身近な公園の花壇等は、区民が土やみどりに触れることができる貴重な場であり、活動を通じて地域コミュニティの活性化にもつながるため、花咲かせ隊等、地域団体の育成や支援を行っていく。

417 公共建築物による景観整備(営繕課・区民課・教育改革推進課)

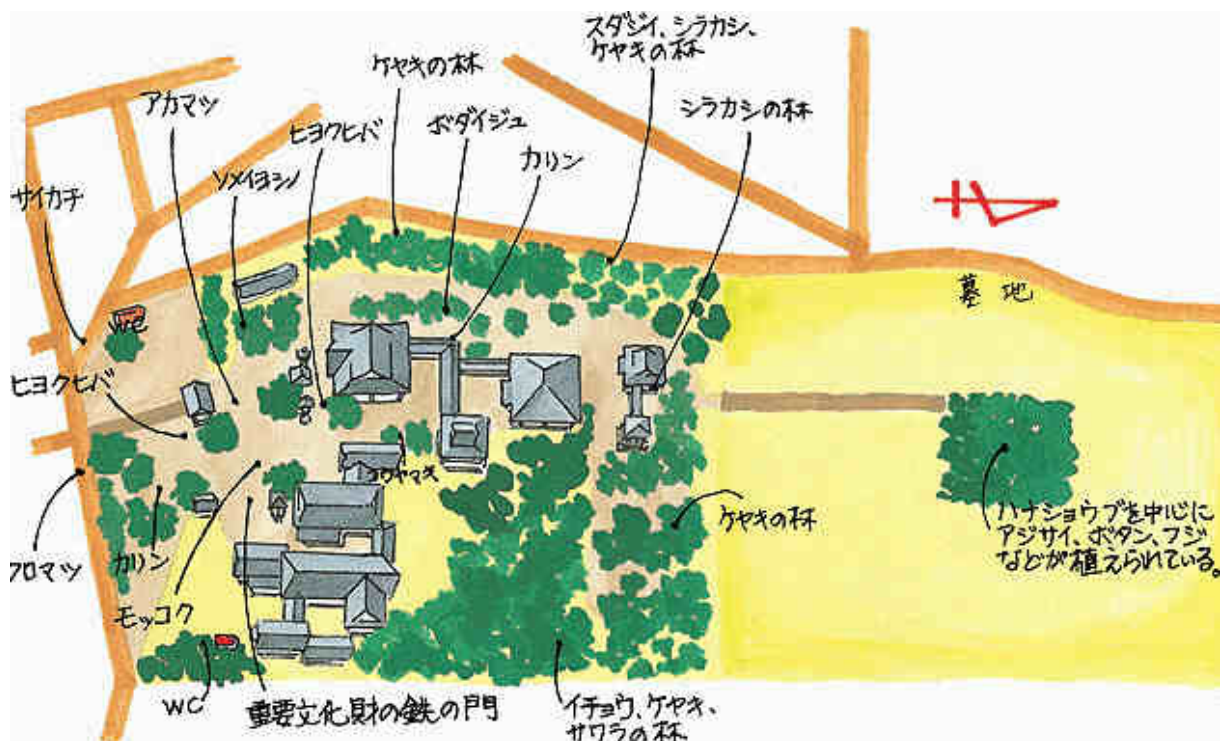
公共建築物の建設にあたっては、環境共生型施設とするとともに、景観計画に即した外観デザインを取り入れる。また、PFI 手法による避難誘導街区案内板の整備を進めるとともに、統一したデザインで整備を進めてきた杉並のまちの案内地図サイン、施設への誘導サインなどの公共サインのメンテナンスを行い、景観を向上させる。

418 歴史的建造物等を活用したまちづくり(社会教育スポーツ課)

歴史的建造物等の文化財調査・保護を推進し、文化財保護思想の普及と郷土文化の振興並びに魅力的なまちづくりをめざす。

419 史跡めぐりや郷土芸能等を活用したまちづくり(社会教育スポーツ課)

郷土史会、郷土芸能保存会、文化財保護ボランティア等との連携を進め、歴史的文化的資源を守る思想を普及し、魅力的なまちづくりを行う。



基本目標 区民、事業者、区がともに環境を考え、行動するまちをつくる

(1)環境教育、環境学習の拡充・推進

区立小中学校におけるエコスクール化を一層進め、環境に配慮した学校運営や、学校を核とし家庭・地域を含めた環境教育の充実を図るとともに、地域大学等との連携による環境ボランティアの育成や環境 NPO の協力によるボランティア活動の場の確保など、環境に関する区民の活動機会や範囲を拡大していきます。

環境講座・学習会の実施状況(リサイクルひろば高井戸)

年度	実施回数	参加人数
15	218 回	4,054 人
16	222 回	6,049 人
17	175 回	4,953 人
18	188 回	6,054 人
19	191 回	5,914 人
20	161 回	4,071 人



「すぎなみ環境情報館」って？

環境やリサイクルに関する情報発信の拠点として、平成 16 年 4 月に開設されました。太陽光発電や風力発電機器、気象観測システムが設置され、誰でも見学することができます。

また、さまざまな講座や講演会を開催し、区民や環境団体の情報収集や情報交換、活動、交流の場となっています。

ぜひ一度、ご来館ください。

担当：環境都市推進課
すぎなみ環境情報館

【環境目標】

環境目標	20 年度末現状	目標値	目標年度
生活環境全般をよいと思う人の割合	87.60%	95%	平成 25 年度

【区民・事業者の役割】

区民の役割	事業者の役割
環境学習講座等に積極的に参加します。 講座で得た環境配慮行動を実践します。 地域に活動の輪を広げていきます。	環境学習講座等に積極的に参加します。 環境学習講座の受講者を支援します。 講座で得た環境配慮行動を実践します。 地域に活動の輪を広げていきます。

【行政の取組み】

成果目標	平成 22 年度目標数値	平成 25 年度目標数値
環境情報館ホームページ年間アクセス数	55,000 件	80,000 件
清掃車出前学習年間実施回数	18 回	20 回

501 すぎなみ環境情報館の充実(環境都市推進課) **拡充**

環境に対する区民の理解と関心を深めるとともに、環境団体の活動を支援していくため、講座やイベント、展示などの内容や実施方法をはじめ、杉並環境マップなど、ホームページの配信内容等を見直し、環境配慮行動の発信拠点となるよう、すぎなみ環境情報館の機能の拡充を図る。

502 環境学習教室の開催(環境都市推進課)

豊富なノウハウのある NPO 法人等との協働により環境学習教室を開催し、区民に対して、環境に関するさまざまな課題を学ぶ機会を提供する。



503 清掃車(カッター)の出前学習の実施(杉並清掃事務所)

小学校や保育園等に職員を派遣し、中身が見える清掃車(カッター)を使用しながら、ごみの減量とリサイクルの必要性、ごみや資源の分別の体験など、子供の頃から環境に対する意識を高める。

<環境博覧会に登場「ごみぱっくん」>

504 環境教育の充実(済美教育センター)

「杉並区環境教育の手引き」を踏まえ、総合的な学習の時間等を活用し、自然保護の重要性や環境負荷の少ない生活を目指すことの大切さを教育する。

また、区立小中学校において、東京都が実施する CO₂ 削減アクション月間に段階的に取り組む。特に小学校 4 年生において、チェックシート形式の省エネルギープログラムに取り組み、キッズ ISO と連続性のある体験的な学習を推進する。

505 キッズ ISO への取組支援(済美教育センター)

小学校 5・6 年生を対象に、ワークブック形式の省エネルギープログラム「キッズ ISO」への取組みを支援する。プログラムの実践を通して、各家庭での省エネルギー、児童の環境問題への関心の喚起、PDCA サイクルによるマネジメント能力の育成を図る。

キッズ ISO って？

キッズ ISO14001 プログラムとは、各家庭で児童が中心となって、PDCA サイクルによる省エネルギーに取り組み、それを通して環境問題に関心を深めることを目的としています。杉並区では平成 13 年度より、5 年生を中心に入門編を、6 年生を中心に初級編を行っています。例年、入門編にはほぼ全ての児童が、初級編にはおよそ 4 分の 1 の児童が、取り組んでいます。初級編で審査を通ると、国連大学による国際認定証が授与されます。

担当:済美教育センター教育指導係

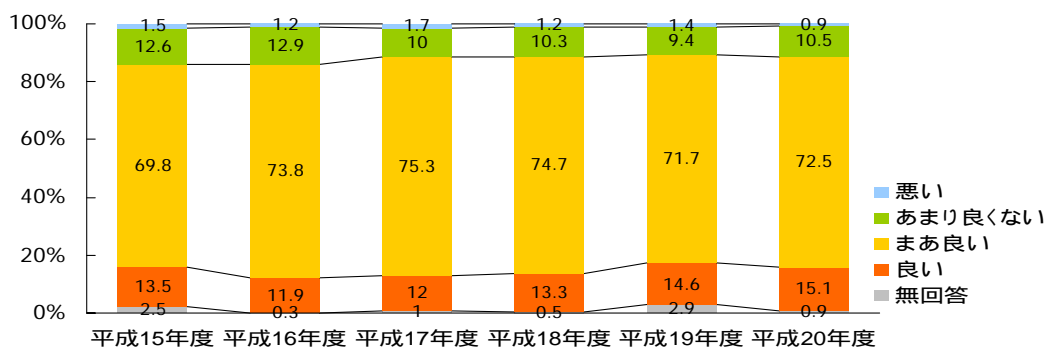


(2)環境保全活動の推進

地域の課題は、地域で解決するという考え方に立って、多くの区民が環境配慮行動に取り組み、環境問題に積極的に取り組む区民、団体などに対して必要な支援を行います。

また、省エネ法や環境確保条例の改正等に基づき、区役所におけるエネルギー管理の適正化と環境配慮行動を推進するための達成目標を定めるとともに、目標の実現に向けた具体的なエネルギー管理指針を定めます。

なお、区の環境施策に多様な意見を反映していくため、区民や事業者積極的に情報提供を行うとともに、環境施策については、杉並区環境清掃審議会が客観的に検証できるよう、審議会に対して適宜、環境基本計画における事業の進捗状況や達成率などを報告します。



生活環境全般を良いと思う人の割合

【環境目標】

環境目標	20年度末現状	目標値	目標年度
環境基本計画の目標達成率	93.5%	100%	平成25年度
生活環境全般をよいと思う人の割合	87.60%	95%	平成25年度

【区民・事業者の役割】

区民の役割	事業者の役割
広報やホームページで、環境施策の現状を把握します。 区に対し、環境への取組みについて、意見や提案を行います。	広報やホームページで、環境施策の現状を把握します。 区に対し、環境への取組みについて、意見や提案を行います。

【行政の取組み】

成果目標	平成22年度目標数値	平成25年度目標数値
環境基本計画の目標達成率	100%	100%
区役所におけるエネルギー削減等の達成目標	平成22年度目標数値	平成26年度目標数値
区役所全体のエネルギー使用量	前年度比2%削減	温室効果ガス 21年度比10%削減
本庁舎の温室効果ガス排出量	基準排出量比8%削減	
本庁舎以外の施設におけるエネルギー使用量	前年度比2%削減	
用紙類使用量	前年度比3%削減	
一般廃棄物排出量	前年度比2%削減	21年度比10%削減
グリーン購入	100%	100%

* 本庁舎における温室効果ガス基準排出量は、平成16～18年度の平均排出量(2,680tCO₂)である。

506 環境清掃審議会の運営(環境課)

区民の様々な意見や要望、学識経験者の専門知識などを環境行政に反映させるため、施策に関する情報提供や事務事業の進捗状況、各種調査結果の報告などについて、迅速かつ分かりやすく報告し、客観的で公正な審議に寄与するよう努める。

507 表彰制度による区民、事業者への啓発(環境都市推進課)

区民、事業者による、マイバッグ運動や省エネルギーへの取組みなど、特色ある環境配慮行動について、「すぎなみ環境賞」の場で表彰するとともに、その内容を広報紙や区公式ホームページで紹介することにより、区民による環境配慮行動の輪を広げていく。

508 区役所の省エネルギー行動の実践(環境都市推進課)

区役所におけるエネルギー管理の適正化と環境配慮

行動を推進するため、従来の環境マネジメントシステムを見直し、新たに(仮称)「環境・省エネ対策実施プラン」を策定し、エネルギー使用量及び温室効果ガス排出量の削減に取り組む。

すぎなみ環境賞

第6回 ~実績報告~

すぎなみ環境賞とは、環境に配慮した行動の一層の普及を図るため、ごみの減量や省エネ・省資源、緑化などに努める区民や団体などを表彰する杉並区独自の制度です。平成21年10月18日に高井戸地域区民センターで開催された「環境博覧会すぎなみ2009」で各賞の表彰式が行われました。

環境にやさしい区民賞

杉並区を活動の場として、優れた工夫やアイデアなどにより、日頃から環境に配慮した活動に動んでいる区民や区内団体、事業者に贈られる賞です。

《団体部門》グランプリ

杉並区立杉並第一小学校(電話番号1-5-27)

「阿佐ヶ谷を『アサガオ』でいっぱいしよう」を合言葉に毎年6月、阿佐ヶ谷駅前小学2年生たちが、自分たちで育てたアサガオの苗を道行く人に配っています。もう20年以上も続いています。牛乳パックをリサイクルして作った鉢の中には、子どもたちの手紙が入っています。



《団体部門》準グランプリ

社会福祉法人けいわ会

杉並の家保育園(浜田山4-31-1)

園児たちと野菜・種づくりに取り組み、食育・自然教育を通して環境に配慮することの大切さを教えています。



《事業者部門》グランプリ

杉並区商店会連合会

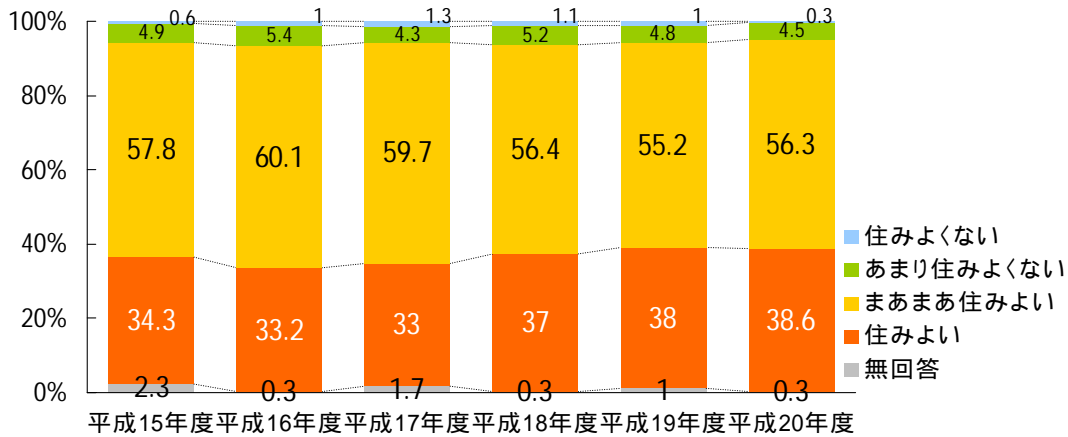
21年5月から区内約2500店舗で、「レジ袋削減協力金箱」の設置を始めました。レジ袋を利用されたお客様から任意で3円から5円の協力金をいただくことで、レジ袋削減に努めています。いただいたお金は、区内学校の緑化に使われます。



(3) 参加と協働のための仕組みづくりの推進

環境について、区民、事業者、区がともに考え、行動するまちを創るためには、それぞれの行動主体が杉並区の環境の実態や課題を把握し、環境施策に関する情報共有を図る必要があります。

そのためにも、区が情報の積極的な公開、公表に取り組むとともに、地球温暖化問題や環境技術に関する最新の情報や国内外の動向、さらには環境 NPO の活動内容の紹介などを通して、情報や活動のネットワークづくりを進めます。



杉並区が住みよいと思う人の割合

省エネナビって？

「省エネナビ」や「ワットアワーメーター」は、電力使用量や二酸化炭素排出量、電気料金をリアルタイムで測定し、表示する機器で、個人が手軽に電気の使用状況を把握できることから、家庭における省エネルギーの推進に大変役立つものです。

区でも無料で、機器の貸出しを行っていますので、ぜひ一度ご利用ください。

担当：環境都市推進課環境都市推進担当

【環境目標】

環境目標	20年度末現状	目標値	目標年度
二酸化炭素排出量	160万 t-CO ₂ (平成18年度)	146.2万 t-CO ₂ (平成2年度比で2%削減)	平成25年度
区民一人1日あたりのごみ排出量	565g	340g	平成25年度
区の緑被率	21.84% (平成19年度)	23.00%	平成30年度
杉並区が住みよいと思う人の割合	94.90%	100%	平成25年度

【区民・事業者の役割】

区民の役割	事業者の役割
区と事業者とともに、省エネルギーに取り組めます。 区と事業者とともに、省資源に取り組めます。 区と事業者とともに、みどりを守り育てます。 区と事業者とともに、環境先進都市を築きます。	区と区民とともに、省エネルギーに取り組めます。 区と区民とともに、省資源に取り組めます。 区と区民とともに、みどりを守り育てます。 区と区民とともに、環境先進都市を築きます。

【行政の取組み】

成果目標	平成 22 年度目標数値	平成 25 年度目標数値
省エネナビやワットアワーメーターの年間貸出件数	30 件	50 件

509 環境博覧会の開催(環境都市推進課)

環境への取組みや活動の成果などを発表する場として、区民の自主的な取組みによる環境博覧会を開催するとともに、実施にあたり区として必要な支援を行う。

510 環境団体連絡会の支援(環境都市推進課)

すぎなみ環境情報館を拠点として活動する「環境団体連絡会」に対して、施設の優先利用や情報提供など、必要な支援を行うことにより、環境団体相互の理解と協力を深め、地域活動の活性化と一層の連携を図る。

511 NPO 等の活動の推進(地域課)

NPO 支援基金による活動資金と活動拠点を提供することで、NPO が活動しやすい環境を整えるとともに、新たに環境分野で活躍する NPO 団体等の育成や新たな担い手を生み出す。

512 情報誌「すぎなみの街と自然」の発行(環境都市推進課)

杉並のまちや自然について、区民が理解と関心を深めていけるよう、季節に応じたさまざまな動植物の情報をインターネットにより発信するとともに、情報誌として広く区民に提供する。

513 省エネナビやワットアワーメーターの貸し出し(環境都市推進課)

区民に対して、「省エネナビ」や「ワットアワーメーター」の無料貸出しを行うことにより、家庭における省エネルギーへの取組みの促進を図る。

環境省が推進する6つのチャレンジって？

国は温室効果ガス排出量を 2020 年までに 1990 年比で、25%削減する目標を国際公約として掲げています。

環境省では、目標を実現するための具体的な取組みとして、「チャレンジ 25」を推進しています。チャレンジ 25 の内容は、次の 6 つです。

- 1 エコな生活スタイルを選択しよう。
- 2 省エネ製品を選択しよう。
- 3 自然を利用したエネルギーを利用しよう。
- 4 ビル・住宅のエコ化を選択しよう。
- 5 CO₂削減につながる取組みを応援しよう。
- 6 地域で取り組む温暖化防止活動に参加しよう。



担当:環境都市推進課環境都市推進担当

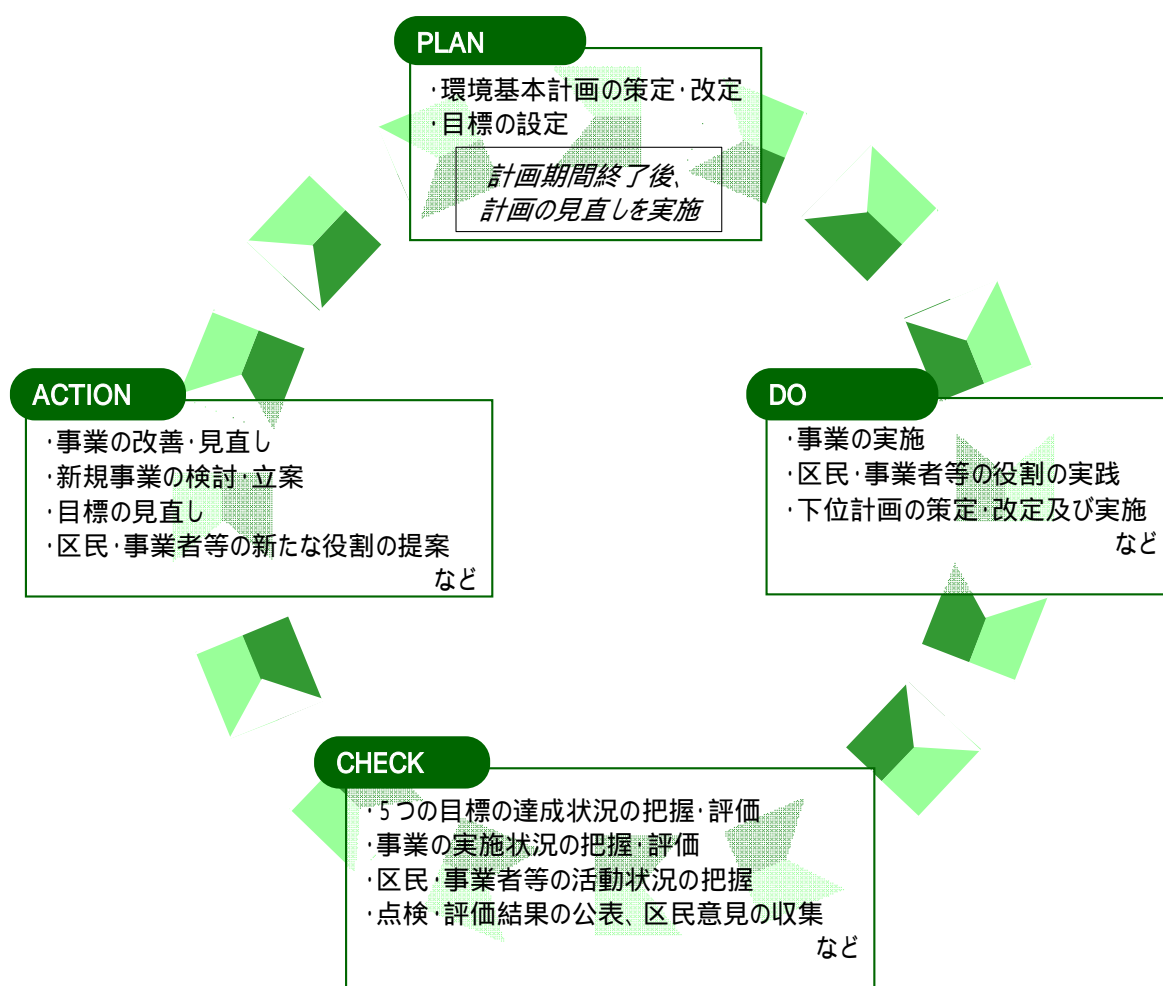
第4章

施策の推進に向けて

4 - 1 計画の進行管理

計画を確実に推進していくためには、目標達成に向けた事業の実施状況をはじめ、区民・事業者・行政、それぞれの取組み状況を定期的に点検・評価し、その内容や成果を踏まえ、適切な見直しを継続的に行っていくことが重要です。

そこで、本計画は、計画改定（Plan） 計画事業の推進（Do） 計画事業の進捗状況の点検・評価（Check） 点検・評価結果の事業への反映（Action）という、一連のサイクルに基づき、進行管理を行っていきます。



計画の進行管理システム

進行管理の方法と具体的内容については、以下のとおりとします。

【推進(Do)】

区は第3章で「行政の取組み」として示した事業を実施するとともに、必要な分野においては、「一般廃棄物処理基本計画」や「みどりの基本計画」「杉並区景観計画」等、本計画の下位計画を策定し実施します。

また、区民・事業者は第3章の「区民・事業者の役割」を果たします。

【点検・評価(Check)】

環境基本計画は、5つの基本目標のもとに展開される取組みの方向性ごとに、「環境目標」を掲げるとともに、取組みの方向性に特に関連する事業については、具体的な「成果目標」を定めました。

点検・評価は、各事業の実施状況や区民、事業者の活動状況を踏まえ、5つの基本目標の達成状況を確認し、杉並区環境清掃審議会に報告するとともに、審議会からの意見等を踏まえて行います。また、点検・評価結果については、「杉並区環境基本計画実施状況報告書」「杉並区環境白書」等で公表し、広く区民等からの意見を求めていきます。

【見直し(Action)】

環境基本計画の点検・評価結果、区民から提出される意見を踏まえ、既存の事業の改善・見直し、新規事業の検討・立案を行うとともに、目標の見直しを行います。特に、5つの環境目標については、計画の進捗状況を客観的に評価する必要があることから、見直しを通じて、より適切な項目設定に努めるとともに、目標値の修正にも適宜対応するものとします。

また、「区民・事業者の役割」についても、その取組み状況や社会情勢の変化等を踏まえ、新たな取組みに関する情報を区ホームページや広報等を通じて提供します。

4 - 2 計画推進のための取組み

環境基本計画における計画事業の進捗状況や成果については、定期的に杉並区環境清掃審議会に報告し、評価や意見を求めるものとします。

また、計画事業の執行等にあたり、状況に応じて国や東京都などの関係機関に対して、必要な措置を講じ、又は対応を図るよう要請することとします。